

平成21年第4回定例会

大多喜町議会会議録

平成21年 12月8日 開会

平成21年 12月8日 閉会

大多喜町議会

平成 2 1 年第 4 回大多喜町議会定例会会議録目次

第 1 号 (1 2 月 8 日)

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	3
町長あいさつ.....	3
諸般の報告.....	3
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5
一般質問.....	6
藤 平 美智子 君.....	6
吉 野 僖 一 君.....	16
野 中 眞 弓 君.....	26
野 口 晴 男 君.....	42
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	50
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	54
議案第 3 号～ 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	55
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	58
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	77
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	79
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	81
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	85
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	88
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	91
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	93

閉議及び閉会の宣告.....	95
署名議員.....	97

大多喜町第4回定例会

(第1号)

平成21年第4回大多喜町議会定例会会議録

平成21年12月8日(火)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
7番	吉野信一君	8番	志関武良夫君
9番	野口晴男君	10番	藤平美智子君
11番	正木武君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	田嶋隆威君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	総務課長	君塚良信君
企画商工観光課長	森俊郎君	税務住民課長	菅野克則君
健康福祉課長 子育て支援室長	花崎喜好君	建設課長 環境生活室長 水道室長	浅野芳丈君
農林課長	岩瀬鋭夫君	特別養護老人ホーム所長	石井政一君
会計室長	岩佐秀樹君	自動車学校長	中村勇君
教育課長	渡辺嘉昭君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木朋美	書記	小倉光太郎
------	------	----	-------

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 大多喜町自動車学校事業設置に関する条例及び大多喜町自動車学校事業管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 町道の廃止について
- 日程第 8 議案第 4号 町道の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 町道の路線変更について
- 日程第 10 議案第 6号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 11 議案第 7号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 12 議案第 8号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 13 議案第 9号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 14 議案第 10号 平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 15 議案第 11号 平成21年度大多喜町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 16 議案第 12号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 17 請願第 1号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の請願書

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は12人全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成21年第4回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成21年の第4回大多喜町議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にはご健勝にて全員のご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

日ごろは町の事業推進に当たり、何かとご支援、ご協力賜っておりますことを、この席をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

初めに、行政報告でございますが、お手元の印刷物でご了知を願いたいと思います。

なお、本日の議会内容でございますが、諮問が1件、条例の制定が2件、町道の廃止、認定、路線変更、それぞれ1件、補正予算7件でございます。どうか十分ご審議のほど、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

きょうはご苦労さまです。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第5回議会臨時会以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思っております。

なお、このうち組合議会については、関係議員からご報告をお願いします。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関係について、4番小高芳一議員をお願いします。

4番小高さん。

○4番（小高芳一君） それでは報告をいたします。

去る11月30日に、勝浦市役所の4階におきまして、平成21年第2回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時議会が開会されました。

付議されました事件は1件でございます。

議案第16号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。賛成多数で可決をされました。

主な内容であります。人事院の勧告によりまして、一般職の職員の給与の改正であります。まず12月の期末手当、これを「100分の160」を「100分の150」に改める。次に勤勉手当であります。 「100分の75」を「100分の70」に改める。次に6月の期末手当であります。 「100分の140」を「100分の125」に改める。一般職の給与については0.2%の引き下げということで、主な内容は以上であります。

以上で報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書外3件の陳情書が提出されておりますが、議長限りの処理としましたので、参考までにお手元に配付させていただきました。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

7番 吉野 僖一 議員

8番 志 関 武良夫 議員

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例議会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例議会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(田嶋隆威君) それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は大多喜町泉水332番地、氏名は小高康伸氏。生年月日は昭和17年3月31日生まれ。現在67歳でございます。

提案理由の説明を申し上げます。人権擁護委員の委員は5名でございます。現在、藤平武定委員、加曾利敏之委員、小高康伸委員、細谷光江委員、江澤かすみ委員をお願いをしておりますが、小高康伸委員の任期が平成22年3月31日をもって満了となります。

小高康伸さんにつきましては、38年間、主に高等学校の教員として奉職をされまして、平成14年3月に退職、平成16年4月より人権擁護委員をお願いしているところでございます。人権擁護委員として、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護の啓発等、積極的に活動されておりまして、人権擁護につきましてご理解のある方でございますので、再度委員をお願いしたいと考えております。ぜひ、議員の皆様のご承認を賜りたいと存じますので、何分よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は被推薦人を適任者と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎一般質問

○議長(野村賢一君) 日程第4、一般質問を行います。

なお、本定例議会より、一般質問の質問方式を、これまでの「一括質問形式」に加え、「一問一答方式」を取り入れ、議員の選択制により行いますので、あらかじめご了承願います。

通告順に発言を許します。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長(野村賢一君) 10番藤平美智子議員。

○10番(藤平美智子君) 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は一括方式でさせていただきます。

私は、平成21年12月定例議会におきまして、通告に従い、町政に対する一般質問をさせていただきます。

最初に、新政権による政治運営と、本町行政への影響についてお伺いいたします。

民主党政権が誕生して、はや4か月がたちました。鳩山内閣発足後、閣僚による幾つかの注目を浴びる取り組みや発言がなされました。八ッ場ダムの建設中止、子育て応援特別手当の執行停止等々、そのたびに国民の間に混乱が生じ、不安が募りました。鳩山内閣が初めに着手したのは、補正予算の執行停止でありました。その総額は約3兆円、社会を構成する国

民や企業、地方自治体などは、国が決定した法律制度、予算に基づき、予見・可能性を持って行動します。政策を変更するのであれば、1つ1つ理由を国民に示し、代替する新たな予見・可能性を速やかに示さなければ、国民にとって新たなリスクとなってしまうのであります。今まで行っていることはすべて地方へ悪影響を及ぼしているといっても過言ではありません。こうした状況の中で確認をしなければならない課題について、お伺いいたします。

まず、このような国の政治、政府の政治姿勢を、町長はどのようにとらえ、またお考えになり、町政運営を果たそうとされているのか、基本的な見解と本町行政運営に与える影響についてお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、藤平議員の一般質問の1番目の質問にお答えをさせていただきます。

初めの新政権によります政治運営と本町行政への影響についての質問でございますが、新政権が誕生して間もないことから、今の段階でコメントをすれば、現在までの政治姿勢や取り組み状況、あるいはマニフェスト等から判断をさせていただくこととなりますが、事業仕分けを初めとした事業や天下りの見直し、官僚政治からの脱却など精力的に取り組まれていることは、政権交代のなせるわざと評価をしたいと思いますが、自民党政権の時代に決定をいたしました政策変更や事業の執行停止などは疑問を感じざるを得ないところであります。

特に、長い年月を要しながら、地域との約束事を地域の意見を聞かず一方的に破棄する政治姿勢はまことに遺憾であり、国民の信頼を欠く行為ではないかと思えます。

しかしながら、政権は自民党から民主党にかわり、国政運営をしておりますので、マニフェストの遂行や今後の政策などに注視しながら町政運営をしてみたいと考えております。

本町行政運営に与える影響につきましては、先ほども申し上げましたように、民主党政権が誕生して4か月足らず、不透明な部分が多い中ではありますが、前政権で決定し、今年7月の臨時議会で予算計上いたしました、平成21年度地域活性化・経済危機対策交付金では、こども手当の支給は、新しい制度により充実することもありまして、全面的な執行停止、このほか少子化対策事業、理科教育設備整備事業、農地有効利用支援整備事業が、現在国の交付決定待ちをしている状況でございます。

このほか、マニフェストが実行されますと、平成22年から25年度の4年間で16.8兆円の財源が必要となり、その確保につきましては国の総予算の207兆円の中から生み出すこととしておりますので、9月議会で野中議員の質問に答弁したように、マニフェストどおり実行さ

れますと、実行される部分は充実強化をされますが、見直される部分につきましては、当然マイナスの影響が出てくるものと思われまます。いずれにいたしましても、地域のことは地域が決め、活気に満ちた地域づくり、「地域主権」を確立し、地方の自主財源を大幅にふやすことを公約としておる現政府に大いに期待し、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 町の一般会計歳入のうち、20%を占めている貴重な財源であります地方交付税に対する実態把握と見直しによる影響性について、どのようにとらえられているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

さらに、暫定税率が廃止された場合、町に配分されている交付金に及ぼす影響がどのような形であらわれてくるのか、その影響についてもお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、交付税の関係につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まだ、先ほども町長が答弁いたしましたように、民主党政権になりまして間もないこともありまして、交付税が来年度どうかということにつきましては、はっきりとした見通しといひますか内容については、我々のところに具体的には届いておりませんので、今言われている報道の関係、あるいは現状の情勢からいたしますと、交付税につきましては、今年度21年度と、我々といたしましては同等と推定しておりますけれども、新聞等の報道によりますと、充実を若干されるのではないかなというふうな感じがしております。

これにつきましても、我々も予算編成の時期になっておりまして、できるだけ早い決定をいただければというふうに考えております。現状では、交付税につきましてはその程度しか申し上げられないところであります。

暫定税率の関係につきましては、税務のほうから……、ガソリン税の関係ですか。それも報道によりますと廃止をするというようなことが、方向としてはそのようにマニフェスト等では確かにあります。まだこれも多分具体的に決定がされてないと思ひますので、ガソリン税の関係について、我々としても貴重な財源でありますそういう税の関係ですね、交付されるものについては当然マイナスの影響が出てくることは必至となっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 私たちの身近なところでは、子育て応援特別手当、農地集積加速化事業、スクールニューディールと矢継ぎ早に見直しが実行されております。特に支給直前に取りやめとなった子育て応援特別手当については、私ども公明党として幅広く皆さんに説明をしてきました。「3歳から5歳児の皆さんには3万6,000円いただけることになりましたよ」と、お母さんにお話ししたら、「うちの子もいただけますよね」と、手を上げて喜んでおりました。そのお母さんの姿が脳裏から離れません。期待にこたえられない結果となってしまい、残念な思いであります。

選挙中、民主党は、「コンクリートから人へ、国民主役の政治」を訴えておりましたが、どこに国民主役が見えてくるのでしょうか。いずれにしても関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけです。

ここで1つ確認をいたしますが、子育て応援特別手当の中止で各自治体では大変な混乱を招いているようです。円滑な支給に向けて、各自治体が使った経費や停止で新たに生じた事務費など、計131億円上がる見通しと言われております。大多喜町では子育て応援特別手当について投じた事務費等の経費はどのくらいかかったか、わかれば教えていただきたいと思っております。

また、定額給付金とあわせて支給された第1弾子育て応援特別手当はほぼ終了したと聞いておりますが、第2弾の支給手当を見込まれていた人数を教えてくださいたいと思っております。

○議長（野村賢一君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） 第2弾といいますか、本年度予定をしておりました子育て応援特別手当の関係でございますが、後ほど一般会計の補正予算の中で説明があろうかと思っておりますけれども、大多喜町の場合、独自で支給の事務をやる予定でございました。全国的にはこの手当を支給するためのシステムといいますか、コンピューターによる打ち出し等のシステムを構築するために経費がかかったわけでございますが、本町の場合そういう経費は一切かかっておりません。そしてまた郵便等の発送も一切今回はしておりませんので、9月補正で議決をいただいた金額をそのままこの12月の補正予算で減額をする予定でございます。

人数についてはちょっと後ほど回答させていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

これは、答弁は要りませんが、最後に現段階で国が検討されている、各種の新規事

業への取り組みと対応、時期的なおくれも視野に入れた中で、万全を期さなければならないと思います。これらの影響について、どうかよろしく願いいたします。

次に、ワクチン接種による予防医療についてお伺いいたします。

1つ目に、肺炎球菌ワクチンについてですが、日本人の三大死因は、ご存じのとおり、がん、心臓病、脳卒中、第4には肺炎で、毎年10万人、つまり10人に1人が亡くなっていると伺っております。特に肺炎による死亡率が最近上昇してきており、急速に病状が進んだ場合、特に高齢者にとっては抗生物質などの治療では間に合わないこともあり、大変危険と聞いております。このようなことから、事前に予防することの重要性が見直しをされてきております。行政財政負担は、予防のほうが圧倒的に軽いだけでなく、病気を防ぎ本人や家族の暮らしを守ることもできます。私は、肺炎球菌ワクチンの予防接種の公費助成を再度質問してまいりましたが、本町が予防の成功体験をすることで、予防重視へと施策をシフトできるきっかけにしたいと思うからです。

前回の町長の答弁には、「近隣の市町村の状況を見ながら検討してまいります」とのことでありましたが、本町での実施はいつごろから考えてられるのか、お伺いいたします。

あわせて2つ目に、ヒブワクチンの助成についても伺います。細菌性髄膜炎は早期診断が大変難しい疾病であります。また、病後の非常に悪い疾患で、敏速な治療が施されても、最悪死亡や生存した場合でも重大な後遺症を引き起こす怖い病気で、早期に定期予防接種化することが重要であることから、私はさきの第3回定例議会におきまして、ヒブを重症感染症予防接種法による定期接種対象疾患としての位置づけを求める内容の意見書の提出をし、議決をいただき、内閣総理大臣ほか関係機関に議会の意見書として提出されたところであります。本町における細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチン接種への公費助成についても、あわせてお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 次に、2番目の質問でございます。ワクチン接種による予防医療についてということであります。

肺炎球菌ワクチンの接種及びワクチンの接種への公費助成についてということですが、ご指摘のとおり肺炎球菌によります感染症は、抗生物質などの薬の進歩と医療技術の向上によりまして、かなり治療ができるようになりました。しかし、1980年代から抗生物質がききにくい耐性菌が出現をし、高齢者や基礎疾患を有する方にとっては重症になりやすく、

徐々にその割合がふえております。

肺炎は日本の死因で第4位でございますが、65歳以上の高齢者の肺炎による死亡率が95%と非常に高くなっております。このような現状から、肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、非常に有効性が高いワクチンであると同時に、高齢者の医療費の抑制にもつながることから、夷隅郡市の各市町にも既にワクチン接種費用の助成を検討しているところでありますが、本町におきましても平成22年度予算編成に向けまして協議をしまいたいと考えております。

次に、ヒブワクチン接種及びワクチン接種への公費助成についてということですが、ヒブは新生児期以後の髄膜炎の原因菌の第1位で、ヒブ髄膜炎の発病者は全国で年間500人から600人と推定をされております。患者の年齢はゼロ歳代の乳児が50%程度と最も多く、ゼロ歳から1歳で70%を占めておまして、逆に5歳以上の発病はまれになります。症状は一般的な風邪と初期は見分けがつかないわけですが、しかも症状が悪化し、抗生剤等も十分にきかない例が少なくないとされ、ワクチンによる予防が合理的であり、最も有効な方法であると言われております。

しかしながら、ご指摘のとおり、厚生労働省では平成19年1月に製造販売承認がされ、平成20年12月に医療機関に供給が開始されましたが、任意の予防接種として予防接種法による定期接種には位置づけをしておらず、さきの第3回町定例議会において請願が提出をされたところでございます。

本年7月現在でございますが、千葉県内においてもワクチン接種費用の助成をしている市町村はなく、全国的に見ても19市町村しか公費助成を行っていない状況でありまして、公費助成につきましては、今後県内の動向を見据えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 肺炎球菌ワクチンの公費助成早期実施へと、よろしくお願いいたします。

ヒブワクチンについては、昨年12月から販売が開始されたばかりですが、耳なれない言葉です。世界では既に100か国以上で予防接種が行われ、90か国以上で国の定期予防に位置づけられております。肺炎球菌ワクチンと同じく早期への公費助成の実施をお願いいたしまして、この質問は終わります。

最後に、街なみ整備事業と観光についての、3点についてお伺いいたします。

房総一の城下町として、街なみ・景観・商店街の環境整備が平成12年から大幅に進められてきており、新聞・雑誌・テレビなどの大々的な観光宣伝効果により、年々他県から多くの観光客が四季折々本町を訪れて、町なかを散策する姿をよく見かけます。観光は地域にとって大きな経済効果をもたらすだけでなく、地域を訪れる人々との交流を通じて、地域活性化にも大きな役割を果たすものと考えます。

観光客の誘致のまちづくりの事業計画も推進されてきて、いよいよ10年がたちます。当初計画された街なみ整備を中心とした観光客の入り込み数の目標は達成されましたでしょうか。また、そのうち宿泊された人数はどのくらいか、あわせてお伺いいたします。

2点目に、本町は地理的な条件もあると思いますが、通過型観光地であると思います。この通過型観光地からの脱却について、今後どのような施策をお考えかお伺いいたします。

3点目、街なみ整備により、ボランティアによる城下町の案内が、暑い日も寒い日もされております。今後の城下町の案内人育成方針等、ボランティア案内人に対するユニフォームや昼食の支給などの活動助成について、町でのお考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 藤平議員の質問の街なみ整備事業と観光についてということであります。1番から3番までございますので、1つずつ答弁をしてみたいと思います。

ご質問の1つ目ですが、当初計画をされました街なみ整備を中心とした観光客の入り込み数の目標は達成されたかどうか。またそのうち宿泊人数はどのくらいであったかのご質問でございますが、街なみ環境整備事業は単に城下町らしい景観整備を目的とするものではなく、街なみ整備とあわせて地域活性化及び観光機能を主体とした新たな集客の仕掛けづくりを目的に行っております。

整備着手は平成12年から地元住民の協力を得ながら事業を実施し、ハード面は房総の小江戸大多喜というフレーズで計画的に景観整備を実施してきております。このような中で、観光客が年々ふえているものの、ソフト面での土産物、また食事面での取り組みがおくれていることから、集客面や経済的効果はまだまだ低い状況でございます。したがって、これから状況を改善するため、現在、第2次町並み整備基本構想策定委員会を発足し、街なみの景観整備、食と土産物、集客対策について各部門ごとに協議を進めております。今後はソフト面を充実させた上で、城下町の景観散策と土産物、食事などを楽しむことを目的に、房総の小江戸大多喜を訪れる観光客がふえて、商業が活性化するような状況ができた時点が最終目標になるものと考えております。

ご質問の観光客数でございますが、平成20年度で3万6,000人ぐらいととらえておりますが、当初の入り込み数の正式な目標数が定められておりません。したがって、第2次基本構想では入り込み数の目標や経済効果目標などを定めまして、事業評価を加えながら進めてまいりたいと考えております。なお、雑駁なとらえ方になりますが、入り込み目標数は年間20から30万人、1日1,000人ぐらいの数が必要であろうと考えます。

次に宿泊数ですが、3万6,000人のうち何人の人が宿泊されているか確認はできませんが、必ずしも宿泊に結びついていないのが現状でございます。なお、大多喜の市街地には、かつて5軒ありましたが、現在1軒になっておりまして、今後は宿泊につながるような何らかの対策を、商工会また観光協会等と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の通過型観光地からの脱却について、今後どのような施策を考えているかというご質問でございますが、本町の観光で今最も望まれていることは、お土産品などの物産開発や特徴のある食事、あるいは観光農園などの取り組みではないかと思っております。したがって、この分野がおくれていることから総合的な観光の評価が低いことにつながっているのではないかと判断をしております。

なお、街なみ整備につきましては引き続き施設整備を必要と考えておりますが、今一番やらなければいけないことは、訪れる観光客によります経済効果を高めることにあると思っております。こういうようなことから、当面は中心商店街の再生にあると思っております。この再生の方法につきましては、房総の小江戸も着々と整備が進められまして、徐々に観光客がふえてきてはおりますが、まだまだ道半ばでございますので、今後は、街なみ整備はもちろん必要であります。年間を通じて観光客が往来しているような姿がなければ地域としての活性化は図れないものと考えますし、ご指摘の通過型観光地からの脱却は難しいものと思っております。

このようなことから、今後の街なみ整備につきましては、現在第2次町並み整備基本構想の策定委員会において検討中でございます。この構想がまとまり次第、議会の皆さんにも内容を説明したいと考えております。この構想の中身も集客対策、物産品開発、景観環境整備が主なものになると思っておりますので、構想が出た時点でその進め方につきまして、議会を初め関係者等と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の街なみ整備により、ボランティアによる城下町の案内がされておりますが、今後の城下町案内人育成方針と、ボランティア案内人に対するユニフォームや昼食の支給などの活動助成について、町の考えはとのご質問でございますが、この城下町案内人の会は平成20年に発足をいたしまして、現在12名の会員で構成をしておりますが、実質の案内は平成

15年から6名で行っております。

現在は、12名全員が案内できるように歴史の勉強会や案内補助という形でバスツアーなどの街なみ散策案内の引率などをしております。また、ユニフォームにつきましては、町で作成をいたしましたベスト、いわゆるはっぴをつくってありまして、現在それを使用させていただいております。また、昼食等の支給でございますが、ボランティアの街なみ案内人ということでもありますので、今は行っておりません。今後この会は独立をして自主的運営がとれば活動助成という形がとりやすいのではないかと考えますが、いずれにいたしましても貴重な人材でありまして、加えて地域振興にはなくてはならない活動であると判断をしております。町としても今後さらに力を入れて育成をしていかなければならない分野でございますので、会と十分に協議をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 全体で今、入り込み数、何年か前に私聞いたときに、まだ設定ということをしていないということだったんですけれども、あれから3年たってもまだ入り込み数の設定をしていないということは、本当にやる気があるかどうかということも、私も疑問を感じます。全体でレンゲまつり、蛍ウォッチング、お城まつり、もみじまつり等の年間の仕様は施策等の成果を除けば本当に入り込み数は少ないと思います。

先ほど宿泊数は、20年は3万6,000人と言われましたけれども、全体でいけばこれは入り込み数と宿泊数からいけば全体の0.5%という今の計算、私の計算だと0.5%ぐらいになるのかなという計算なんですけれども、残り人数は通過型の観光客であります。根本的には長時間をかけて見るだけの観光資源がないということだと思います。町長は先ほど、お土産、食事業、観光農園というふうに言われましたけれども、本町には自然環境のすばらしさ、また蓄積された稀少な郷土資料や埋蔵文化財で得た情報が数多くあると思います。歴史資源や観光資源を有効活用するためには、あらゆるメディアを活用して、歴史の舞台に足を運んでいただくということが最も大切なことではないかと思っております。こうした計画を段階的に拡大して、実効性のある発想を転換していただき、具体的な魅力ある運営計画を立案して、観光誘致に関する取り組みをしていってはいかがかと思っておりますが、再度町の考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいまの藤平議員から、もっと一生懸命というか、歴

史とか自然、そういったものを生かして観光の発展をやりなさいというふうなご指摘でございます。

なお、本町におきましては、現在、とらえ方としては年間100万人ちょっとぐらいの年間での入り込み数ということで、これは県等に報告している資料からそのようになっております。ではさて宿泊はと申しますと、現在は5万人強と、5万人をちょっと超えております。当然養老溪谷が一番多いわけでございますが、5万人ということになりますと高く見れば10億円、低く見れば5億円程度のいわゆる経済効果という部分でございます。

なお、100万人来ているということになると、1人当たりの客単価が幾らになるかちょっとわかりませんが、道の駅あたりでいきますと大体1,000円から1,500円の範囲でお買い物なんかをしているという状況でございますので、それにしましてもかなりの経済効果が上がっているという状況でございます。

そこで現在、養老溪谷ではもみじまつりをやった後、もう毎日のようにお客さん、来ていただいております。約1か月間近くそのようなことで老川のほうは潤っているわけでございますが、多いときでどうでしょうか、1日1万から1万5,000人のお客があつた狭い養老溪谷に現在入っていただいております。そういったことで、町とすれば今後はこういった自然環境を十分に生かしたことを中心としないとなかなか費用もかかりますし、箱物ができますと費用がかかって、なかなか費用対効果の面で大変になるということでございますので、できるだけ今ある、いわゆる手つかずの自然的な資源というんですか、そういったものの活用を十分念頭に置きまして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） 案内人の方は月に何回ぐらい案内をされて、時間としては1回何時間ぐらいかけて案内をされているのか伺います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ちょっと月に何回というのはちょっとわからないんですが、人数的にはどうでしょうか、2,000人以上の方をご案内しているということです。1回当たり大体少ないときで10人とかという単位でございますので、2,000人ですから20回行っているんですかね。20人で100回行っているんですか。そんなような数になるかと思えます。

時間につきましては、城下町のコースのとり方によって若干変わってきますが、案内人の話を聞きますと、できるだけ時間をとっていただいて経済効果を高めるということからする

と、どうしても1時間半とか2時間、欲を言えば半日ぐらい見てもらいたいというようなのが案内人の希望のようです。我々が半日もついていると歩いても大変なんですけど、観光というのはどうも見ながら歩いていると時間がたつのを忘れるような状況もありますし、案内人も大変テクニックがよくなりまして、人をそらさないというか楽しく案内されているということでございます。大体1時間から3時間とか4時間の範囲でご案内をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 10番藤平美智子議員。

○10番（藤平美智子君） ボランティアによる城下町の案内人の方の活動助成も、補助が有効に活用されて観光振興に役立っていくということもわかっていただきたいと思います。また、人工であっても長時間の観光にたえるものを町としてはつくっていただきまして、結果としてはそれが宿泊数の増加にもつながっていくと思いますので、施策を講じていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 次に、7番吉野僖一議員の一般質問を許します。

なお、吉野議員は一問一答を望んでおります。

7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） 本日平成21年第4回大多喜町町議会定例会において、次の2点について一般質問いたします。

初めに、道の駅たけゆらの里おおたきの運営状況と今後の課題について、2つ目に国民健康保険被保険者証の有効利用、表記の追加について質問します。

なお、今回より一問一答方式と一括方式の選択ができるようになりましたので、初めての経験ですが、一問一答方式で対応をお願いします。

では、早々質問に入ります。

有限会社たけゆらの里おおたきの運営についてお伺いします。

たしか、たけゆらの里おおたきが運営されて、ことしで10年目になるかと思いますが、この間町を初め組合員の皆様には日々の研さんにご努力をいただいています。町の農林業の推

進と農産物の安定生産、品質向上と特産品の開発により、農家所得の向上と希望の持てる専業農家の育成を図り、もって法人への農産物の安定納入体制の確立を目指す所期の目的にあります。確かに所期の目的は達成したと思いますが、次のことについて質問します。

乳製品加工施設の2名の社員がやめてしまい、乳製品製造ラインが稼働していないそうです。その原因究明と緊急対策が必要と思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（野村賢一君） 吉野議員、すみません。2番目、3番目も一緒に。

○7番（吉野僖一君） ごめんなさい、初めてなのですみません。

経営状況報告書第7期目、18年4月から19年3月の損益計算書販売費及び一般管理費、項目寄附金3,000万円とありますが、どこにどのような理由とどのような方法で、例えば現金か振り込みか、もしかして町の一般財源に入ったとしたら、どのように対処、処理したかお伺いします。

3点目、3,000万円の寄附をしても、当期純利益343万7,087円とあります。だったら販売手数料を15%から10%にして生産者に還元したり、社員それぞれの手当を見直す必要があるのではないかと。ここに来て社員でやめる人の出入りが激しいみたいなのでその辺の原因、雇用環境等の対策、対応が急務と思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 最初の、道の駅たけゆらの里おおたきの運営状況と今後の課題についてという中で、1から3までございますが、最初の質問でございます。

職員の退職による乳製品製造ラインについてのご質問でございますが、平成21年2月に1名、3月に1名、乳製品製造に携わっていた職員がやめたところでございますが、2月にやめた職員は家業を、自分の仕事ですね、家業に専念したいということから親族が経営する会社の経営に参加することなどを理由にやめたところでございます。また3月にやめた職員は、以前より転職を考えておりました、またあるいは今後乳製品製造に1人で携わることに自信がなくなったということもあろうかと思っておりますけれど、そういうことが理由でやめたところでもあります。

しかし、会社では3月から新規採用職員をハローワークを通じまして募集をいたしまして、乳製品製造の稼働が順調に推移すると思われる3名までの増員を予定し、4月に1名、5月に1名、そして今月12月に1名を採用したところであります。

なお、5月に採用した職員は、社員とのコミュニケーションがうまくいかないということで、みずから暴言を吐いて辞表を提出したという内容等を伺っております。

乳製品製造は、大手が行うようなオートメーション化したものではなくて、薬品や熱湯により殺菌や洗浄、また複雑なパイプラインの分解、組み立てが日常の仕事でございまして、さまざまな工程を、経験を積み重ね、薬品の加減調整や複雑な作業手順を正確にしなければならない、雑菌の繁殖にもつながり慎重な操作が求められるなど、短期間で覚えられない作業が非常に多いと伺っております。やめた職員が4月以降、休日や休祭日を利用していただき、製造機械のメンテナンスや洗浄などを2名に指導してくれておると聞いております。11月から乳製品の製造を試験的ではございますが再開をしたところでありますが、完全に覚えるまでにはもう少し時間が必要であると聞いております。

町といたしましても、一刻も早く本町の道の駅の看板でもございます乳製品の製造が軌道に乗るよう、今後も会社を支援していきたいと考えている所存でございます。なお、現在ソフトクリームにつきましては、3月から君津市の業者の原料を使用し、販売をしておるところであります。

それでは、答弁続けて2、3までやらさせていただきます。

続きまして、寄附金の使途についてのご質問でございますが、当初は施設の使用料について町に納めていただくことを検討しましたが、販売実績がどの程度になるか定かでない状況の中で、定められた使用料を納付できないことも考えられましたので、寄附金として町に納めていただいている経緯がございます。寄附金の納入方法は、町が発行しております納付書により納付をされておまして、この寄附金は使途の指定をしていない一般財源として寄附を採納しておりますので、一般財源として財務上は処理されておりますが、農林業の振興に係る経費などにも使わせていただいております。

次に、販売手数料あるいは雇用環境についてのご質問でございますが、町は都市交流センターの管理を、有限会社たけゆらの里おおたきを指定管理者として選定をしております。

大多喜町都市交流センター設置及び管理に関する条例第13条第3項により、利用料金、これも販売手数料のことですが、町長の承認によりまして指定管理者が20%の範囲内で定めるものとなっております。都市交流センターは、建設されてから今年で13年を迎え、毎年のように小さな修繕などが必要となっており、手元資金の340万円と大金ではございますが、会社としては持っておきたい金額とのことでございます。

したがいまして、会社も販売手数料15%を続けたい意向でございますので、町としても今後この15%を承認いたしたいと思っております。なお、20年4月より給与表を改定いたしまして、職員の手当を見直しております。

雇用環境の改善につきましては、平成18年度から残業手当について改善を図り、また昨年から職員の負担軽減を図るため、勤務体制の改善に努めております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） 今、町長から答弁いただきましたけれど、ネットで見ますと、「大多喜で有名なのは大多喜町にある道の駅です。やっぱりここはタケノコでしょうか。タケノコラーメンとか、タケノコカレーというメニューがあり、どちらもしゃきつとしたタケノコが入っていておいしいです」、それ以外では「建物の前に大きな牛の模型があってびっくりします。私たちを迎えてくれるのは、牛のキャサリンという大きな牛の模型です。ここで紹介したいのは、タケノコ、タケノコを使った料理がおいしいです。直売所に売っていたタケノコの御飯のもとを購入して家で食べたのですが、とてもおいしかったです。たけゆらの里オリジナルの乳製品もあり、直売所で購入することができます。ほかにも竹のコップなどいろいろ売っている」という、これはホームページ、一般の人の口コミですね。

それから、もう二つ、「駐車場に車をとめて今の牛のハリボテが置かれた建物に足を運ぶと、入って左手が農産物コーナー、右手が郷土料理コーナー、奥には乳製品工場があったが休業中となっていた」。これはことし6月7日のブログでありますね。だからそのときは今言ったように、社員がやめて乳製品のラインがとまっておったのは事実であります。

「休日の昼どきということもあり、どちらも結構混み合っている。農産物コーナーではこの地区特産のタケノコを初め、イチゴや野菜類などいろいろな特産物が売られていた。郷土料理コーナーはセルフ式の食堂のようなもの。コーナー手前に食券の自動販売機が1台置かれている。食事ができるスペースは4人がけテーブルが16卓と、広さはないものの席数はそれなりにある。店内は禁煙、この日は大多喜のししどんとタケノコカレーという、いかにもこの地域の食材を使いましたというメニューを選択。どちらも650円——何か大分好評だそうです——購入した食券を厨房の女性店員に渡し、番号札を受け取って席にしばらく待つ。ほかのメニューはそば、うどん、ラーメンといったいかにもドライブインの定番ばいものが並んでいる。まつりずしやタケノコの炊き込みなどの弁当も販売している。食券を渡してから3分後、待っていた札の番号が呼ばれ、厨房まで料理を取りに行く。社員食堂で使われていそうなプラスチック製のトレイに、どんぶりやカレーが乗せられており、それを席まで運ぶ。大多喜のししどん、イノシシ肉は低脂肪、低カロリーと、一方スタミナ満点と一瞬矛盾しているのではないかというポップが出ていた。

この看板メニュー、具はイノシシの肉、タマネギなどが入っていた。生ショウガと白ゴマが上に乗せられている。どんぶりの下にみそ汁とフキのお新香もついている。豚肉は臭みを感じないあっさりとしたもの、かたさがちょっと気になったが脂身には甘みを感じられた。ただ、牛どんチェーンの牛肉の量になれてしまっているせいか、肉の量が少なく感じられ、ちょっと残念。タケノコカレー、カレーにはニンジン、ジャガイモ、肉1切れ、それにタケノコが5切れほど入っている。福神漬も添えられている。タケノコはしゃきしゃきした食感、カレーの辛さはほとんどなく何か子供のころ食べたカレーライスをほうふつされる。ソフトクリームはガラス容器に入り、量はコーンで提供されるソフトクリームとほぼ同量と思われるが、いかんせんカレーと一緒に提供されるのでカレーを食べているうちにどんどん解けてしまう。カレーを食べ終わったところにソフトクリームを引き取れるように改善してほしい」ということです。「期待していただけに食後の感想としてはまあこんなものかという程度」。

○議長（野村賢一君） 吉野議員に申し上げます。

ここで一般質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思います。

(午前10時57分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時07分)

○議長（野村賢一君） 一般質問を行います。

7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） 先ほどちょっと長過ぎた説明、申しわけなかったです。

先ほど町長から、乳製品のラインのことで職員がちょっとやめたりということで、というのは、すごくやはり一般の観光客、町民とかお客さんは、牛乳とアイスクリーム、そういうものに関してはすごく評判がいいということだったんです、今まではね。たまたまうちの近く、中野の町にタケウチ商店があるんですが、レンゲの里の牛乳をやはり販売しておったんです。味がいいということで、君津のほうから固定客の人で、まとめてやっぱり10本とかそういう単位で買って帰られるという、聞きに行ったらそういうお客さんがいて、最近来ないからということで何回電話しても電話に出ないと。ただそういう販売店、せっかく開拓したお店に対して内容説明がないまま経過しているということで、その辺を町長はどのようにお

考えになっているんですか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） それでは、確かにソフトクリーム、アイスクリームが今の状況で、先ほど町長の説明のとおり休止の状態にありました。今後またそれについては再開をしたいというふうな形で進めたいというふうに思っています。

今ご指摘のとおり、取引先の販売店等に中止の連絡がなかったというようなご指摘でございますが、それについては私のほう承知をしておりますので、今後たけゆらの里にその辺のことも十分申し入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） できるだけ、せつかく開拓した販売店があるんですから、やはりそれなりの説明をして、今後できる範囲で納入できるようにしていただきたいと思います。

続きまして、人気のそのいのししラーメンとかタケノコの料理なんですが、イノシシの肉は現在、都市農村交流施設において解体処理をやっておるわけですね。その施設を見ますと、中に冷凍庫が2個あって、受け入れ保存用と部位の販売保存用ということで、1つ1つ冷凍庫がある状態です。

それで、せんだってちょっと現場を見にいったら、200ボルトのコンセントが1つしかないというので、それを2つの機械を手でやっていたら危ないというので、課長の配慮ですぐコンセントは増設してオーケーなんですが、ただ、その作業する部屋が夏、室温がやはり一般のクーラーで非常に温度が上がっておるということで、食品衛生法というか保健所の指導だと多分10度℃以内というかそういう規定があると思うので、今後ちょっと改造しなければいけないと思うんですが、現況でいいかどうか、私、専門的なことわからないんですが、ちょっとお伺いします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） その辺の、今のご指摘の一般的な冷暖房でいいのかというご指摘でございますけれども、その辺については今まで保健所等からの指摘もなかったように記憶しておりますので、今後そういうものが必要なかどうか、十分状況を見据えて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） これはちょっと予算が絡みますので、今後とも町のほうで慎重に対処してもらいたいと思います。

それから、人気のタケノコのカレーとか、そういうものをできるだけ地元の具材、町内産の加工したタケノコを、保存できるものを使って対処してほしいということで、その辺をちょっと課長をお願いします。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 議員ご指摘のとおり、十分たけゆらの里に申し入れをして町内産を使うように、また指導、お願いをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） せっかく今まで、こういうブログを見ても大多喜産ということであってやっておるので、できるだけ前向きに指導願いたいと思います。

続きまして、2番の寄附金の取り扱いですが、一般的に会社経理というかそれでいきますと、土地、建物とかは登記簿上は町所有と聞いておりますので、その一般的会社経理上は、家賃とか地代とかそういうことで計上するのが普通ですが、その辺寄附ということで計上してあるんですが、これは施設が町の所有のため、体育館とかいろいろ運動施設とかいろいろ公民館とか、そういう利用料と同じ扱いにしたほうがクリーンではないかというふうに思うんですが、その辺は経理上の問題ですね。寄附金にするかそういう家賃、地代か使用料か。その辺は町長どういうふうにお考えなんですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 寄附金の取り扱い方でありまして、これは議員もお話しになりましたように、建物とか施設そのものが町の所有になっております。農業改善向上事業とかもう一つの施設、2つの補助事業を使ってつくった事業であります。当然改築、改装、増築、大型の補修等につきましては、町のほうで整備をしていかなければならない。正式ないわゆる使用料をいただいておりますから、それが寄附金という形で納めてあるわけでありまして、これも非常に流動的でございます、毎年3,000万円が来ているわけではございませんので、少ないときはもっと少ないということではありますが、それを例えば本来でしたらたけゆらの里の決算の中で基金として残しておくのが建前ですけれども、やはり利益ということで課税対象になりますので、今度町が大幅な増改築をする場合に、町から一般財源から投入しなければいけませんので、一般財源としてご寄附をいただいておりますが、さらに

その中で先ほど議員おっしゃったように、体育館、学校とかいうものは学校施設ということで基金条例をつくってやっておりますので、そういうことが可能であるかどうか検討させていただきまして、今後対応していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野儋一議員。

○7番（吉野儋一君） これは先ほど先輩議員もちょっと聞いたんですけども、通常寄附金これだけ多額になると広報おおたきとかということに、告示公告するんですが、それがちょっとなされていないみたいなので、そこら辺の絡みもあると思うので、できるだけクリーンに、見えるようにしてないといけないと思うので、よろしくお願いいたしますという、ちょっと心配しておりますので。その件に関してはじゃ、ひとつ。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 町だより等に寄附金は一般寄附の場合はそこへ紹介をしておりますけれども、企業の中の寄附金ということで、これは従来の目的と少し、広報等で掲載されておる中とは違うと思っておりますけれども、決算とか内容については広報で記載をしまいたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野儋一議員。

○7番（吉野儋一君） はい、わかりました。

じゃ、今の件については、今後ちょっと計上方法ですね、慎重審議してもらいたいと思います。

続きまして、次の3点目ですね。これだけ寄附をしても当期の純利益が343万7,087円とあるということで、その販売手数料の15%、これは当初の覚書から、会が発会してからずっとその15%が維持されている。現在に運営費というか、そういう感じでなっておりますが、せんだってもテレビで「わくわくランド」とかなんとか20%ということも言われておりました。できればこれだけ利益が出ておるのであれば10%にして、生産者に還元したり、社員が余りやめる人が多いということであれば手当を少し見直す必要があるのではないかと思います。町長のお考えをお聞きします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 15%の手数料に絡んで、職員の手当金等々の改定ということでござい

ます。15%そのものは取り扱い手数料としては決して高いものではないなというふうに考えております。生産者にとりましてはできるだけ安いほうがいいわけでありますが、やはり一定の利潤がないと会社経営も円滑に行きませんし、今もお話したように減価償却が町の所有、建物ということでありまして、そういうものが計上されておられません。そういうものを勘案しますと、やはりそれなりの、名前は寄附金でございますけれどもそういうものがないと、今後新たな一般会計からの導入というのは厳しいのではないかなというふうに考えております。そういうことで、15%云々につきましては今までどおり継続をしまいたいと思います。当然そのことにつきましては、生産者との話し合いのもとに決められたというふうに思いますので、そういう点ではご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） はい、わかりました。

もう一点この件に関しまして、農家所得の向上ということで、1つの家族で世帯主さんの名義で世帯主でやっていて、おじいさん、おばあさんが扶養になっていて、おじいさん、おばあさんがこの組合に出荷した場合、38万円を超えるとやはりいろいろ扶養のあれがちょっと問題、税法上の問題ですか、その辺が絡むらしいんですが、やはりその辺の収入が、扶養の方がここへ出店しますよね、農産物を出しますよね。それがだから1つの家族で、世帯主が世帯さんのあれであればオーケーなんですけれども、扶養の人の名前であそこに出してしまうと、それが収入が多くなると、38万円を超えると何か税法上の問題がいろいろあるみたいなんですが、税務課長、急な質問で申しわけないんですが。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） ただいま扶養ということでございますけれども、農産物の販売ですけれども、販売金額から必要経費を引いた金額の残りが38万円以上あれば、税法上は扶養はとれないことになっております。

38万円、例えばせがれさんの給与の扶養になっている、その方が農産物をたけゆらに販売して、その収入金額から必要経費を引いた残りが38万円以上あった場合は、扶養から外れることとなります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） その辺を何か一般会員の人は何かそういう知識が余りないみたいで、

もし税務署、立ち入りなんかあった場合ですね、何か7年さかのぼって税のあれになるという事なんで、その辺の指導を、ある程度町のほうでしたほうがいいのではないかと思うので、言っていること大体わかりますか。専門家はわかるよね。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） この扶養関係の基準でございますけれども、これはいろいろな手段をもちまして、扶養になれないなれるというのは、もう前々から広報していることでございますけれども、またことしも申告時期が近づいてまいりますので、この点につきましても納税者にわかりやすく記載をいたしまして、この辺についても周知徹底を図りたいということでございます。

○議長（野村賢一君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） はい、よろしく、じゃお願いします。

続きまして、2番の国民健康保険被保険者証の有効利用、表記の追加についてお尋ねします。

現在のカードは毎年更新しておるということで、その裏面が大分空白のところがあるので、できれば血液型の表示とか緊急連絡先の電話とか、そういうものを入れていただければ、表記する、自分で書いてもいいんですけれども、そういう項目を、表記を入れていただけるかどうかお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 次の質問であります国民健康保険被保険者証の有効利用、表記の追加とかそういうものについてのご質問でございますが、少子・高齢化の進む中で、独居老人対策の一環といたしまして、国民健康保険証の裏面余白部分を有効利用し、血液型や緊急連絡先の追加表示をしてはどうかというご質問であります。

現在、保険証はパソコンシステムによりまして発行作業が行われていることから、保険証の表示を変えることにより、システムの変更が必要であることから、追加表示については難しいと思われまます。しかし、表紙裏の余白部分へご自分やご家族によりまして追加表記をすることは差し支えないものと思われまますので、現段階では不安のある方はご自分で追加記入をされますようお願いしたいと思います。

また、血液型や緊急連絡先はかなりの個人情報となることから、これを町が保有すべき情報か、あるいは情報提供が可能かどうかという点については疑問があろうかと思われまます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） 今の町長から個人情報の点でやはりその辺が引かかるなど、初めからちょっとそれを危惧しておったんですが、たまたま私の恩師でツミタ先生が東京のお孫さんのところにいるときに、今、職員さんが名札ですか、首から下げている。そういった感じで、ひとり暮らしが多いのでそういうのを、できれば本当の高齢者にそういう啓蒙というかあれをした方がいいんじゃないかということで、行った先でぐあいが悪くなって町内でもそうですけれども、どこの人だかわからない、連絡もできないということではまずいと思うので、高齢者に対してはそういういいことはやはり広めることが必要だと思うので、できれば個人情報はあるかもしれませんが、ちょっと心配なので、できるかどうかその辺をお願いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 今ご指摘の、名札程度の独居老人というか、そういう高齢者に対しての配布をとというふうなことなんですが、やはり今、冒頭に町長が答弁したように、ちょっと公費でその個人のやつを見るというのはなかなか難しいところもございますので、できれば個人でそういうふうな形で、我々今、職員としての名札をつけていますが、そういうものがあれば、またよく認知症の徘徊等があることもありますので、できれば今のところは個人でお願いできないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野僖一議員。

○7番（吉野僖一君） 当然そういうことになることが、ひな形ぐらいはできれば広報か何かによって、自分で作成して使うようにしていただければ幸いかと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で7番吉野僖一議員の一般質問を終わります。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 次に、1番野中眞弓議員。

○1番（野中眞弓君） 私は、一問一答でやらさせていただきます。何分にも不なれですので、ごたつくことがあるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

まず、1点目は町並み整備事業についてです。

町並み整備事業は、先ほども答弁ありましたように、ことしで10年目を迎えております。町としての環境を整える整備事業と、町並み整備助成事業で、民間の修景事業に対する補助金の制度がありますが、ことしで終わるわけですけれども、ことしになってから要望が多いので継続する可能性があるようなほのめかしが過去の議会であったような気がします。そのことについて、22年度以降の取り組みについて、どういう見通しを持っておられるのか伺います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 野中議員の一般質問の1つ目であります。

町並み整備事業についてということですが、22年度以降の見通しについてというご質問であるわけですが、街なみ環境整備事業につきましては、平成12年から10年間、住宅の改修を初めトータルで141件の整備を行ってまいりました。

整備につきましては、当然のことながら道半ばでございまして、今後さらに整備を推進するためには地域住民のさらなるご協力が不可欠でございます。こういうような状況から、現在、第2次の町並み整備基本構想の策定作業を、委員会を設置いたしまして行っている最中ではございまして、策定が完了次第、議会を初め関係機関等に内容説明をしたいと考えております。

構想内容の基本といたしましては、集客対策、物産品開発、景観環境整備などを主体に策定が進められております。ご質問の22年度以降についての取り組みでございますが、これまでのように多年度にわたって国の事業による整備はできないものと思っております。したがって、単年度的に国の事業採択を受けて整備をする可能性は、現時点で否定はいたしません。町が今一番心配していることは、整備における財源の確保でございまして、この確保をどのように行うのか、このことを町並み整備基本構想策定委員会の大きな課題にもしてあります。

いずれにいたしましても、国の事業を一生続けられるということはございませんので、いかに財源を確保して、将来にわたってこの街なみを維持・継続していくかが今後の課題であります。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓議員。

○1番（野中眞弓君） 確認いたします。

今までのような町並み整備助成事業はやらないと。そして単年度の取り組みになる可能性

があるという、そういうことですね。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいま町長、答えましたように、もう10年とかそういうスパンでの長い期間での多分事業はもう無理だと思います。もし財源が確保できたということであれば、財源確保というのは、これはあくまでも単に町の一般財源を食っていくということではなくて、いわゆる町並み整備を資源として使っていく中で、何らかの収入を得た中で財源確保をしていこうという、我々というか町の考え方でございますので、そういう中でのことは否定しませんが、ただ現状では、ずっと何年も何年も続けてやろうというのはもうできないという判断を我々していますので、ただ単年度で何件か集まって整備をしようというものは、できればやりたいというふうに考えております。これまでのようにただらだと、いつ終わるかわからないような事業というのは多分できないと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓議員。

○1 番（野中眞弓君） この件につきましては、これで終わります。

2 点目ですけれども、小規模工事希望者登録制度導入について、制度の創設をただしたいと思います。聞きなれない言葉ですけれども、これは文字どおりそのままです。

本事業は、入札参加資格のない中小業者を登録して、自治体が発注する小規模な工事とか修繕などの小規模業者に対する受注機会を拡大する制度です。このことを通じて、地域経済の活性化につなげようという大きな意図があります。これに参加する業者さんは、建設業許可の有無も問われませんし、それから工事費の上限などの詳細は、自治体によって違いますけれども、会計法による随意契約が許可されている以下の額でほとんどの自治体が行っているようですが、これ行っている実施自治体は、現在全国で1,777自治体がある中で、441自治体と23%にも上る自治体が実施しております。中小零細業者の受注が激減する中で、中小業者の仕事確保は切実です。本町でも本制度導入の考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 次の野中議員の質問であります。小規模工事希望者登録制度導入についてということですが、現在、町では130万円以下の工事につきましては随意契約で実施しておりますが、その契約におきまして、一部例外を除きまして随意契約額及び予算額が50万円以上のものすべてについて、入札参加資格申請が提出をされているものから見積もりを徴することとなっております。しかし、今後はこれらを撤廃いたしまして、入札参加

資格申請が提出をされていない中小企業者に対しましても、発注をできるようにしていきたいと考えております。したがって、現時点では小規模工事希望者登録制度導入については、考えておりません。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓議員。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、今までですと入札業者は登録されていましたよね。50万円以上の工事については、登録されている業者間での入札で契約が行われていた。これからはそれを撤廃する。今私が要求しているのは、その業者を登録するかしないかの違いがあるだけというふうにとってよろしいのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 議員、おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓議員。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、50万円以上ということではなくて、130万円以下の工事については、すべての町発注の事業、修繕については入札参加登録がなくてもいいというふうにとらせていただきますが、そのとき、こういう事業があるよという連絡というのはどういうふうにするのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 内容が少しわからないところがあるかと思いますが、現状において、内規的にこれをおこなうわけでございます。ということは、入札参加資格の審査、これは何のためにやるのかということが1点ございます。ということは、大事な税金を、いろいろな工事をやるわけでございますから、それをやる上においては、それを技術を持っているか、あるいはそれだけの機械力を持っているか、そういった技能的なものもすべて、それとあとそういった資力ですね、そういったものがあるかどうか、それを審査して、的確な工事ができるかを、そういったことを担保にいただくということになるわけでございます。そういったことがありますもので、私どものほうも今までは内規的に、やはり競争入札というのが本来の姿でございます。

しかしながら、条例あるいは法令で定められております額以下につきましては、随契でやれるということになっておる関係から、やはり随契等についての条項が当てはまるものについては、それに随契で今までやってきたということでございます。そういったことに関しま

して、先ほども申し上げたとおり、やはりきちんとした工事をやってくれるかこれないかというのは、やはりその業者の資質によるわけでございます。その資質を表現できるのは、やはり先ほど申し上げたとおり入札参加資格申請、これをとれた業者であるということも1つのあらわれであろうというふうに考えております。

そういったことで今までそういったことをやってきたわけでございますが、これをすべて随契でできるかどうか、やはり条例、法令等がございますので、それがすべてに値するかどうかはちょっとそのものによってくるわけでございますが、その法令が許した中で、随契であればその50万円という関係以上のものについては、入札参加資格を撤廃するという考えでございます。ですから、それが130万円以下の工事すべてについて、それが該当するということではないということの理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓議員。

○1 番（野中眞弓君） 業者のいろいろな資質の問題は確かに重要だと思うんです。ですからやはり、入札、それを撤廃してではなくて、やはり希望者を募って登録するという必要だと思うんです。この制度を検討していただきたいと思っております。具体的にやっているところの例をちょっと話させてください。

額については、今大多喜町では130万円以下、これが法律で決められている随契ができる額なんですけれども、これを幾らにするかは自治体で決定すると。130万円以下のところもあれば、例えば埼玉の深谷市なんかは50万円以下でこの制度を導入しています。それから一定額以上については複数業者による見積もり合わせで選定していると。これ埼玉県が大変多いんだそうです。例えば深谷市とか川越市なんかは、10万円を超えた部分、越谷市は5万円を超えた部分については見積もり合わせでやっている。全くの1対1の随契ではなくて、見積もり合わせという競争が入ることによって、価格とかやはり仕事の質をきちんとしなければいけないとかということがクリアできていく、いろいろやっぱり問題とか、ないわけではないのですけれども、今、本当に企業が小さければ小さいほど、ひとり職人がひとり職人ほど仕事がない現状の中で、地域の活性化という意味では、ぜひやっていただきたいと思っております。

ちょっと待ってください、あっちこっちになってしまうんですけれども、深谷市の場合、まとめて言わせてください。この小規模工事希望者登録制度が適用されているのは50万円以下の工事で、希望者は業種の登録をして、町は登録事業名簿を作成して、これはだれにでも関

覧が可能だと。町民はこの閲覧名簿なんかを見て、いい業者、自分が立候補できるのは腕に自信があるからここに登録しているんだろうということで、民間の人が業者を頼むときもこれが閲覧できるということも聞いております。そして、業者を選定するに当たって、10万円以上は原則的に複数業者による見積もり合わせで、それ以下は全くの随意契約、行政と業者さんとの契約だそうです。多数登録者のいる場合、どの業者から見積もりをとるかは担当部局の裁量と決断による、ここが行政のほうは大変だと思うんですけども、それから工事が終わったら検査、きちんとして、合格したら30日以内に支払うと。登録更新は2年に一度で、そして不正や不誠実な工事に対してはもう登録を抹消する。18年度の工事高は189万4,000円、19年度は171万4,000円くらいの工事量なんですけれども、本当のひとり親方などはこれで救われている部分もあると。

今はこういう、本当にきめ細かな対応が求められているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 今の深谷市の関係をちょっとお話しされたようなんですけれども、私どものほうもある程度のインターネットで3町ばかり内容を把握させていただいております。どこも同じような内容かと思えますけれども、私どものほうの町におきましては、そんなに大きな町ではないわけですね。ですから、建設業であればこういう業者がいるというものは把握されております。ですから今、私のほうで先ほど来お話し申し上げたんですけれども、町内業者を優先させていくというところの根底は同じではないかと思うんです。ですから、それ以上の事務をこれ以上広げていく必要はないのではないかなと思います。

私どものほうの建設課も人員削減、そういったものがございます。そういったことで、職員に負荷をかけていくという関係ですね、それについては極力避けていきたいというふうに考えております。ですから、先ほど私がお話し申し上げた制限を取り払った関係、それと町内業者を優先するというその根底、それをもってすれば、この関係も制度を創設するということは必要ないのではないかといふように私どものほうでは理解をしたわけでございます。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓議員。

○1番（野中眞弓君） 末端のひとり親方まで仕事が行くことであれば、私は推移を見たいと思います。課長の発言の中で一言許せないことがあります。今、民間の業者さんは、本当にすごい困っているわけです、仕事がなく。町の職員の仕事量がふえても、私はそういう

ところに仕事が回っていく、不公平のないように回っていくのが町の職員としての仕事であり、そういう仕事をしてほしいからこそ、私は職員給料の引き下げにも反対しております。自分たちの保身というか仕事量をふやすことは避けたいと、それは公務員として住民が主人公、国民が主人公、そして公務員は公僕です。住民を支えるための仕事をするのが公務員の仕事ではないでしょうか。自分たちの仕事の量をふやしたくない、このことについては大変問題な発言だと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） ただいまの発言につきましては、課長の言っていることは、職員に、例えば今、残業等をできるだけ控えるようにというような指導もしておりますので、そういう観点からそういうお話になったのではないかと推察をさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓議員。

○1番（野中眞弓君） 住民に不公平感がないように、町はよくやってくれると思っているような仕事をするのが、仮にその結果、残業がふえたとしても、それはやるべきではないでしょうか。

次にかせていただきます。

次は、住宅リフォーム助成制度創設についてです。

本制度は、ことし4月現在で19都道府県88自治体で導入されています。新潟県は県レベルで行っております、ただ1県ですけれども。内容ですけれども、地域の住民が住宅、もう一つ店舗なども入れさせていただきたいんですが、住宅や店舗などのリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより、住宅の改善を容易にするとともに、中小業者の振興を図ろうとするものです。私は過去にも同様の提案を行っておりますが、改めてここで行いたいと思います。

本町には建設関係者が多くいらっしゃいます。商工会の調べでは、商工会員は350人、そのうち建設関係は104人、29.7%、30%近い方が建設関係に携わっていらっしゃいます。リフォーム助成は建築関係にとどまらず、幅広い業種への波及効果をもたらします。また、この金額面でも対象工事額は補助金額の20倍以上になるなどの効果があり、地域経済への大きい波及があることが特徴です。こういう店舗や住宅リフォーム助成制度創設の考えがあるか伺いたいと思います。

また、耐震改修とか介護保険でも居宅の改善などがありますが、これらとドッキングさせ

たりすれば、もっと仕事量もふえると思うんです。そういう一緒について耐震改修や介護報酬の居宅改善と呼応させた取り組みをする考えはないか伺いたいと思います。

先ほど、町並み整備助成の事業について伺いましたけれども、ここまで進んでした以上、やはり後出しだけれどもうちもやってみたいという方もいらっしゃるのとは当然だと思いますけれども、町並み整備助成もこの住宅リフォーム助成制度ができれば、この中で実施できると思うんです。そういう考えはないか、3点伺います。

○議長（野村賢一君） 一般質問の途中でございますが、ここでしばらく休憩いたします。この間に昼食をお願いします。

午後は午後1時から会議を再開します。

答弁はこの後から、すみませんお願いします。

以上です。

(午前 11時52分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

1番野中眞弓議員の住宅リフォーム助成制度創設についての質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、質問の件について次のとおり答弁させていただきます。

まず、1つ目の本制度創設の考えがあるかとの質問でございますが、ご指摘のとおり現在全国88の自治体で本制度を創設しているところでございますが、本制度を創設している自治体により助成の要件や助成額が異なります。

関東地方の本制度創設自治体を例に見てみますと、20万円以上の工事に対し、工事費の5%から10%の額を助成しております。ただしこの助成額には上限が設定されておりまして、自治体により異なりますが、上限を10万から30万円に設定している自治体が多いようであります。

また、どのような工事が助成の対象になるかといいますと、自己が所有し住んでいる住宅の修繕、改築、設備工事といった一般的に言われているリフォームそのものを対象としている自治体もあれば、バリアフリー対応型改修工事、また2世帯対応改修工事といったように、

対象要件を限定している自治体もあります。

以上のように、住宅リフォーム助成制度につきましては、各自治体によりさまざまな要件等を設定し実施されているところでございますが、本町においてリフォームに関する問い合わせ等がなく、現時点での一般的なリフォーム助成制度の創設は考えておりません。

次に、2つ目の耐震改修・介護保険の居宅改善とも呼応して取り組む考えはないかのご質問でございますが、介護保険の居宅改善につきましてはご存じかと思いますが、介護認定者を対象に、手すりのとりつけや段差解消などの住宅改修をしたときに、改修費の9割、上限が20万円でございますが、住宅改修費として支給されます。

介護保険につきましてはこのような助成制度がございますので、新たな介護保険に関する住宅リフォーム助成制度の創設は考えておりませんが、耐震関連は来年度から助成制度を創設する予定でございます。

今年度中にも耐震改修促進計画を策定し、また現在作成中である地震防災マップも今年度中に完成をいたします。地震防災マップにつきましては全世帯に配布予定をしております、将来起こり得る震災の周知を図るとともに、住宅の防災意識の向上、また耐震化率の推進を目的としております。このことから、住宅の耐震化率の向上を図るため、耐震診断費用の一部を助成するというものでございます。

耐震関連の助成制度の概要でございますが、昭和56年以前に建設をされました専用住宅の耐震診断費用の一部を助成するものであります。また、耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった場合の工事費用の助成については、来年度から耐震診断助成制度の実績、診断結果等を勘案し、検討していきたいと思っております。

次に、3つ目の町並み整備助成もこの制度の中で実施するという考えはないかというご質問ですが、先ほど来、22年度以降の見通しについて説明したところでありますが、多年度にわたる国の事業による整備はできないものと思っておりますが、住宅リフォーム助成制度で町並み整備助成をしたらどうかとのことですが、考え方としては、街なみ景観整備事業もリフォームに当たると思いますが、特定した市街地域約39ヘクタールについて、城下町として歴史的な街なみを整備しようとするものでありますので、整備に当たりましてはこれまでのように、国の事業採択が有利と判断しているため、現段階では町並み整備事業を踏襲するような考えで進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） よその事業の実態について述べられましたけれども、私、今回のこの一般質問1から4についてはイントロで言うのを忘れてしまったんですけれども、経済危機が本当に広がっている中で、地域経済をどう活性化させるかというところが私の今回のテーマでして、この住宅助成というのは町としては少ない財源で大きな経済波及をもたらす、そういうことで取り上げたわけです。

先ほど、企画商工観光課長が町並み整備の助成事業のときにおっしゃったんですけれども、財源をどうするかということに言及されておりました。一例なんですけれども、この住宅リフォーム助成をやっているところの例です。2004年に300万円の補助金事業をつけました。ここは上限が10万円で補助率は10%で、工事総額がその年は300万円の町の補助金で6,112万円、次の年は2倍にふえて600万円の補助金で1億5,789万円、その次の年は600万円で1億2,880万円、これは3年間の事業だったので、その次の年はないのですが、評判がよくてその次の年に、去年のことですけれども1,000万円の補助金をつけて、まだこれ6月現在の表で計算中ということを出ていませんでした。今年度は2,200万円の町の事業に膨れています。

町並み整備計画のときはどうだったかという、これは担当課に計算していただいたのですが、平成12年から20年度までですから9年分の資料ですけれども、補助金の総額が2億15万8,000円です。そのうち町負担がちょうど半額で1億7万9,000円、町の一般財源から出ています。それに対して総事業費は5億6,994万7千何ぼです。町の負担率からすると約5.6倍、補助金の率からすると2.34倍ぐらしか全体の仕事量ふえていないんですね。つまり、町から持ち出す財源に対しての経済的な波及効果というのは町並み整備助成事業の中では大して高いものではありませんでした。だけれども、住宅このリフォーム改修については、町が出すお金が20倍から26倍くらいのお金になって事業量になってきているわけです。

先ほど小規模事業の工事のときに言ったと思うんですけれども、提案のときでしたか、大多喜町の自営業の方の中で建設関係の割合というのは30%近くあるわけで、この助成事業というのは町の出すお金は少ないんだけど、民間のお金を呼び水的に引き出すことによって、町の経済を活性化させるという意味が非常に大きい事業だと思うんです。仮に補助金が出ないとしても、町並み整備計画の中では1件当たり上限が300万円という事業でした。それを考えますと、一般財源で来年度から取り組んでも、私は十分にやっていける事業だと思うんです。今、町の財政状況が非常に厳しくて、公共事業全体の総量が減っています。その中でいかに雇用と地域経済への波及効果が大きい事業に、予算を振り向けるかというのが予算編成では重要ではないでしょうか。今、予算編成期だからこそ、この事業の創設に取り組

んでいただきたいと強く要望しますけれど、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 議員、おっしゃる経済活性化ということでございます。確かに先ほど来、私どものほうの関東地方の本制度の設置自治体の例をお話し申し上げたわけでございますけれども、いずれにしてもこの事業がどういった財源でなされているかということも1つあるのかなと思うんですけれども。

これ、名前を出してしまっているのかどうかかわからないですけれども、明石市議団というところのリフォーム助成制度の概要というところがあったんですけれども、これインターネットでちょっと調べたんですけれども、その財源につきましては地域活性化・生活対策臨時交付金、これでやっておるということでございます。

確かに経済活性化、これはもう確かに必要なことであろうかと思っておりますけれども、大きな形であれば私どものほうで今後行っていきます耐震化の補助制度、これについては国の補助制度がございまして。そういったことで議員もおっしゃられましたけれども、私どものほうの町は、ご案内のとおり大変厳しい財政状況でございます。1円たりともやはり無駄にしたいくないというのが我々の基本的な考えでいきたいというふうに考えておるわけでございます。ですから、一般財源そのものだけでこういう制度をつくることについては、その意思からしますとちょっと外れるのかなということで考えております。ですから、できれば私どものほうでは補助制度がある、そういったものについてやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 町並み整備についても、このリフォーム制度ということでどうかということなんですが、確かに経済を活性化させる、また経済を効率化させるという面で大変手法としてはいい案だと思います。したがって、これまで町の町並み整備事業、先ほど申し上げましたように、3分の2いわゆる450万円かかって3分2ですから、300万円を助成しようということでやってきましたので、それが長く続いたものですから、前はこんなに出ていて急に今度は少なくなりますので、そのあたりで皆さん方がその手法を今後受け入れてくれるかどうかも含めまして、たまたまというか第2次の基本構想の策定もしておりますので、そういったときのとりあえず考え方がこういう考え方あるんだけれどもということで、示しはしてみたいなと、参考にやってみたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 私、建設課長が、今1円たりとも無駄にしたくないとおっしゃいましたけれども、住民に対して補助金を出すこと、そしてその補助金が大きな呼び水になって地域経済を活性化させるとなったら、それは無駄金なんではないでしょうか。住民の懐を直接温めるといふかそういう働きをするものが、私は無駄だとは思われません。こういう補助金がつけば無駄じゃなくて、一般財源から出るものについては無駄という考え方については一考を要すると思います。

町並み整備とのかかわり合いで言いますと、当該地域の方はありがたい制度だと思いになっていると思いますが、そうではない地域に住む大多数の住民は、大変批判的な方が多くございます。不公平感というのは大変大きく持っていて、この住宅リフォーム制度で全町的な規模にすることによって、全町の不公平感というのがなくなるという意味もあります。そして町並み整備について言えば、改修に対して規制があるわけですから、その規制に対してはそれなりの対処の仕方、補助率を高めるといふやり方が考えられると思うんですね。

例えば、石州瓦で有名なところなんですけれども、島根県の大田市でしょうか。島根県の大田市は、石州瓦で屋根をふきかえたら、基本は8万から12万円なんだけれども町並み保存地域では12万から24万円というふうに別の補助率で取り組んでいるんですね。私は町並み整備計画の地域というのは、例えば外壁は木でやらなければいけない、屋根もかわらでやらなければいけないとか、それなりの規制があるわけですから、その分高くつく、その分はそれなりの保障をするという形でやっていただければ何か、全町的に丸く収まるし、それから仕事量もずっとふえるのではないかなと思うんです。それで、やっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） いずれにしても、先ほど申しましたように、地域の住民が受け入れてくれなければ、なかなか今度は町並み整備が進まなくなるということで、これまでのものが全く水の泡といふかそういう状態になってしまいますので、この地域の方がそういうものをきちっと受け入れていただければ、私のほうもそういう形で進めることはいいのではないかなとは思っていますけれどもね。そういうことで基本構想の策定委員会、現在やっておりますので、そういう中での1つの課題といふか相談の話にしたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 今、建築関係業者がどのくらい困っているかという、たまたま、きのう家に手紙が着きまして、これは土建組合なんですけれども、アンケート調査で1か月に1日も仕事がない、4人家族で月15万円以下の収入と、こういうのが数多く見られる。そして、転業、廃業、そして倒産、自殺まで日常化している実態があると。大多喜町でも自殺までいなくても似たような状況があるのではないかと思います。早急な手当てという意味で、来年度からの創設を切に希望しまして、次に移りたいと思います。

4つ目ですけれども、町の臨時職員の賃金改善について。

これも何度か私、一般質問でなくてもやっておりますが、民間企業における非正規雇用と同時に、自治体の臨時職員の低賃金も官制ワーキングプアとして問題になっております。今年度は2度にわたる改善が行われたといいますがけれども、時給にして県の最低賃金をわずか9円上回るにすぎません。問題解決には及びません。以下の改善について町の考えを伺いたいと思います。

基本的賃金を時給最低1,000円にすること、それからボーナスを支給すること。そして交通費を支給すること、以上要望したいと思いますが、考えを伺います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 町の臨時職員の賃金改善についてというご質問でございますが、1番目に基本的賃金を時給1,000円にする、2番目、ボーナスを支給する、3番目、交通費を支給するという事で質問をいただいております。

臨時職員の賃金の関係につきましては、何度かご質問をいただいておりますが、現在の臨時職員の賃金は、最低が一般事務職員や自動車学校の施設管理員などに適用されております日額5,900円で、最高は建設機械のオペレーターの日額1万1,000円と定めております。これも時間給に換算をいたしますと、最低が738円、最高が1,375円となります。町ではそのほかさまざまな職種の臨時職員を雇用しておりますが、時間給で1,000円以上となるのは保健師や健康生活コーディネーター、主任級の介護士などがございます。時間給を最低1,000円にする考えはないかのご質問でございますが、現状を考えますと非常に難しいものと思いますが、今後も国が定める最低賃金や近隣市町村の状況、さらには町の財政状況等を勘案して決定をしてみたいと思います。

次に、ボーナスと通勤手当の支給でございますが、現状の社会情勢からすると、給与や賃

金は抑制傾向であると認識をしております。しかしながら、近隣の市町村の状況、職員等の待遇を踏まえ、計画的に配慮をしたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 今、労働問題でいうと同一労働、同一賃金ということが広く言われてきております。当たり前のことではないかと思えます。

この前、議員の研修会をやったときに、大多喜町の職員の退職金が出たんですけれども、その昨年度でしたでしょうか。10人の退職者で1人当たり2,600万円くらいの退職金が出ておりました。民間の中の上くらいの企業でしたらそのくらいは出るかもしれません。だから、その額の多い少ないを言うつもりはありませんけれども、正規の職員が働いていると、入りたての高卒の若い職員でも時間給1,000円は下らない、いろいろな手当もつく。それから積み上げられた退職金もつくし年金もつく。年金については臨時職員でも掛けていると思えますけれども、同じに働いていてもというか、町の職員でありながら、例えば給食センターあたりは正規の調理員と臨時の調理員がいて、臨時の職員は1日6,000円、ずっと働いて手際がいいベテランの職員も入ってきて不なれな職員も賃金は同じ、退職金がつくわけでもない、交通費がつくわけでもない。だんだん本当に工夫して一生懸命働こうという士気もうせていくと思うんですね。

1日6,000円で週5日、4週間働いて結局20日ぐらいですから12万円、年収200万円いかない、それこそワーキングプアの世界なわけです。やはりその辺は改善してほしいし、年功序列というのはおかしいんですけれども、年功序列みたいなのを解消するためにボーナスなどで調整するというのも本当に必要だと思うんです。交通費用を支給すると、この2つについては改善をされるというふうに聞き取ったのですけれども、それは来年度から即できるのか。私自身は今自分が働いているわけではないけれども、とても極端なことを言うと、職員はもう正規だから身分が保証されているけれども、どうせ臨時は使い捨てだから安くたっていいんだよというふうにも、臨時職員の賃金を改善しないととれていくわけです。

先ほども言いましたけれど、町の職員はどうやって住民に奉仕していくのか、地域全体がよくなるのかということのを第一に考えるのが職員だと思うんです。そのために身分が保証されていると思うんです。自分の身分が保証されていれば後は余り関係ないよ、というのでは職員の職務を果たしているとは思えない。

この町で一番ひいきしなければいけないのは住民です。働いて暮らしている住民です。で

すからその待遇をよくして、本当にこの町がだれでも安心して生きていける町にするためには、この臨時職員の待遇についてはしっかりとやっていただきたいなと思います。

いつからボーナスと交通費の改善が行われるのか、具体的に伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 今、臨時職員の雇用の関係については、現状を野中議員から申し上げられましたけれども、現状はそのとおりだと思いますので、その現状はちょっとお話はやめて対応についてということであります。

基本的給与あるいはボーナス、交通費を支給するということでもありますけれども、やはりボーナスにしろ、通勤手当にしろ、これは出すということになれば継続して出していかなければいけない問題であると思うんですね。そうしますと、現在56名の臨時の職員がおります。町のほうも行政改革等いろいろして、またそういう面で補っていただいているところもありますし、いろいろな面を配慮いたしまして、確かに職員との差というのはかなりあるのかなという、私もこれは実感はしておるところであります。

そういうところから配慮いたしますと、交通手当を出すにしろ、それはどの程度出すかといういろいろあろうかと思いますが、やはり400万円とかいくでしょうし、またボーナスとかになれば、合わせれば1,000万円までいかないとしても、それは出し方だと思いますけれども、かなりの額を要していくということになると思います。ですから計画的にという、先ほど町長が答えましたけれども、段階的にそれは検討していくということで、何度か皆さん方から質問いただいておりまして、あと有給休暇を支給もさせていただいておりますけれども、その中ですぐに行くかどうか今新年度の予算を検討しておりますけれども、これも当初予算では昨年40億円をちょっと切って三十何億円ぐらいになりましたけれど、ことは庁舎のほうの建設等も含めると四十二、三億円はいくんではないかなというふうに考えておりまして、相当切り込まなければいけない状況であります。そういう状況から判断いたしましても、通勤手当は何とかやりくりをしてとは思っておりますけれど、これはちょっと約束は今のこの段階ではできませんけれども、予算の状況等を見ながら通勤手当は何とかできればなという、私自身は考えております。

そうしますと、一気にまたすぐボーナスというふうまではいかないと思いますが、これは計画的にそういう予算の裏づけをつけながらというふうに現状では考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓さん。

申しわけございません、あと4分でございます。すみません。

○1番(野中眞弓君) 後期高齢者医療については、保健事業がすごく落ち込んでいると思うんですね。先ほど藤平議員がヒブワクチンのときに予防が大切だと、私も医療費の節減というのは予防が最大の近道だと思うんです。その点で75歳以上の人間ドックの助成制度を改めて一度停止になったんですけれども、復活させていただきたいと。

それからもう一つ、はしおりますが、滞納者に対して国が資格証は出さないと言ったんですけども、短期証については言っていない。短期証も継続されなければお医者さんにかかれませんかから問題を持っております。老健制度のときには滞納があっても本証を渡しました。窓口は町がやっております。後期高齢者については、一切その情けない思いを本町ではさせない、だれにでも本証を出すという約束をしていただけないでしょうか。2点。

○議長(野村賢一君) 町長。

○町長(田嶋隆威君) 後期高齢者医療についての中の75歳以上の人間ドックの助成制度創設、復活してもらえないかということではありますが、本年3月の第1回定例議会におきまして、やっぱり一般質問をされ、その回答として、「検討する方向でお答えをさせていただき、その後さらに9月の第3回の定例議会後に検討した結果として、助成の実施については予定しない旨回答をさせていただいているものでございますが、現在のところ県下56市町村のうち、19市町村が助成制度を持っておりますが、各市町村とも医療機関への受診者が多く、ドック利用者はわずかだと伺っております。

また、県の広域連合から人間ドックに対する市町村助成も、現在は8割程度ですが、今後の助成制度の見直しが極めて不透明でありまして、財源的に不安定なため、本町では助成制度の創設は今のところ考えてはおりません。

一方、来年度より後期高齢者の健康診査に追加項目などを取り入れまして、健診を充実する方向で現在検討されておりますので、その状況も見据えてまいりたいと存じます。

それといま一つ、保険料滞納者への資格証、短期証の交付についてのご質問でございますが、これにつきましては県の広域連合で定めております、千葉県後期高齢者医療短期被保険者証・資格証明書交付等事務取り扱い要綱及び同取り扱い基準によりまして、公平・公正の観点から広域連合として統一取り扱い基準のもと取り扱われていることから、町単独での取り扱いはできません。また、これらの該当者が発生した場合は、納付相談等を実施して基準に従って事務処理をしてまいりたいと存じます。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 相談活動ですけれども、お年寄りに町まで来てください、役場まで来てくださいというのはしんどいものがあると思うんです。相談業務が生じた場合は、特に後期高齢者については、あちらのほうに訪問して面談するという、そういうきめ細かい対応をできないものではないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 保険料滞納者のうち来庁が困難者には、最低年 1 回は担当課の職員を訪問させていただいており、その他の滞納者につきましても、滞納が続く場合は必ず訪問をさせていただいております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 大変残念でございますが、1 番野中眞弓議員の一般質問時間は申し合わせの60分を超えました。一般質問を終結します。

残りの質問は後にまた関係課と調整してください。

以上でございます。

◇ 野 口 晴 男 君

○議長（野村賢一君） 次に、9 番野口晴男議員。

○9 番（野口晴男君） 通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。私ちょっと奥歯が1本抜けたのであめをしゃぶっているような言葉に聞こえますけれども、その点はご了承いただきたいと思います。わからなかったらもう一度お聞きください。

私、今回質問事項としては民具を生かした教育と観光振興についてと、いすみ鉄道新駅新設について、有害鳥獣対策について、この3つを質問したいと思います。よろしく願いいたします。

まず、民具を生かした教育と観光振興について。

旧田代分校に町民の皆様の真心の提供でいただいた民具、農具が保管されていることと思いますが、そのままにしておくことは提供された方々に対しても失礼だと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

また、これらの民具を生かした町の歴史、農具の歴史を子供たちの教育に生かせないか、大多喜町の観光振興にも生かすべきだと思いますが、お考えをお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 野口議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

初めに、民具を生かした教育と観光振興についてということであります。

まず、田代分校に保管しております民具、農具について、教育への活用についてのご質問がありました。小学校4年の社会科で、昔の道具についてという授業がありまして、民具を小学校へ貸し出したことや、旧田代分校で見学をした学校もあります。民具の本格的展示場の実現の時期が不透明な状況でございますので、教育委員会としては現状において可能な限り有効利用に努めてまいりたいと考えております。

次に、この民具、農具を観光振興に生かすべきではないかというご質問であります。現在、千葉県内には佐倉市に国立歴史民俗博物館が設置されておきまして、資料展示数では東洋一と言われておきまして、資料展示のほか歴史研究が行われております。本町におきましても、観光目的の利用でございますが、議員がお考えのように観光振興に生かすことも、この分野での資源としては大変よいことだと思いますが、これら資料を展示するためには建物や人材が必要となりまして、管理費も多額になりますので、今後公共施設の空きスペースを活用するなどして、費用対効果も考えた中で設置に向けた調査研究はできればしたいと考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 9番野口晴男議員。

○9番（野口晴男君） たしかこの民具を集めたのは8年か10年ぐらい前から集めたとは私は記憶に持っています。当時小高教育長の時代から集めたかと私は思っておりますけれども、もうかなりの年数がたってそのままというあれだと。あと皆さんから提供されたのもこのままではという考えで私も今回。

今後できたら空き教室か何かわからないですけど、なるべく早く設置をして、地域の皆さん、また教育の中の一環としてやっていただければ、またこの観光にも利用の一部として、大多喜のお城ときれいなお城のあるところで、そういう中で昔からの古い上原ウウガーという当時の農機具もあるこの大多喜町で、そういう機械もつくったという話も聞いております。またそれをぜひ活性化にしていきたいと思っております。

その中で、私平成17年大多喜町の教育という、私、17年10月21日に全員協議会か臨時議会かの中でこれをいただいたんですけど、この中にやっぱり教育関係でちょっと読ませていただきますけれども、「大多喜町教育委員会はこのような社会現状を踏まえ、歴史や伝統・文化を喜び、心の豊かな人生をはぐくむ地域社会づくりを目標に、教育体制を確立し、充実し

た教育の促進に本年度も取り組んでまいります。特に教育環境の整備と施設、設備の充実を図るとともに、子供たちの心を育てるかぎとなる生活体験、社会体験、自然体験の充実に意図的・計画的に取り組んでまいりたいと思います」という、17年度にこういう形が出ておりますので、なるだけこの民具を、ぜひ教育のほうにも進めていきたいと思っております。どうか。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） 野口議員のご質問でございますが、確かに今、民具等は文化財保護協会を中心になって収集いたしております。また、その保護等につきましても、積極的に行っております。また同時にそれらの大多喜町に関連する歴史的な学習等も、この保護協会のほうが中心になってやっております。したがいまして、そういう方々のご協力をいただきながら、民具等につきましては、より啓発的な意識を普及させていきたいと思っております。

それから、自然体験等というお話がございましたけれども、老川小学校、西畑小学校など、みんな川遊びを一緒に、今毎年やっておりますし、また老川小学校のほうはシャープゲンゴロウですか。それらをもとに自然体験を兼ねて行っております。また、この地域のほうも、こちらのほうも大多喜中学校区のほうは大多喜中学校さんのほうでクリーン作戦等行って、やはり自然に対する関心を高める努力をいたしております。したがいまして、今後ともそういう郷土への関心とともに、自然を慈しんでいく心を育ててまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番野口晴男議員。

○9番（野口晴男君） 答弁ありがとうございます。

続きまして、いすみ鉄道新駅設置について。

ホテルウオッチングが始まって2年を経過し、そのたび大多喜町を訪れる観光客の増加も見られ、臨時バスを出して対応していますが、押沼地域周辺にも駅ができれば、ホテルウオッチングを見に来るだけでなく、通年観光にもつながることと思われませんが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 次のご質問で、いすみ鉄道の新駅の新設についてということでございます。

押沼地域周辺にも駅を新設することによりまして、ホテルウオッチングや通年観光にもつながるのではというご質問でございますが、現在6月のいすみ鉄道蛸オッチングトレインは、

シーズン中は1,000名を超える乗客がございまして、最寄の西畑駅からのシャトルバスにより、蛍の生息地までの送迎を行っています。

本地域は自然資源に恵まれておりますが、蛍のほか、カジカガエル、また平沢川の川沿いのもみじやタケノコの大産地であったり、近くにはキャンプ場、また平沢ダムなどもありまして、この地域に駅ができればさらに観光振興が図れるものと考えております。

また、地域としては押沼地先戸越踏切より総元駅までの間を、菜の花の播種ができるような整備をして観光に供したいとの考えもあるやに伺っております。なお、やみくもに整備はできませんので、駅をつくることでどの程度の乗降客が予想されるのか、また地元住民の利用や観光客の利用など、綿密な具体的な調査をすることや、どの程度の利用があれば投資効果があるのか、基準的なものをつくることも必要ではないかと考えております。いずれにいたしましても、利用しやすい場所や駅ができることで、乗降客が多くなるのが最もよいわけでありますので、存続の検証期間を見据えた中で、いすみ鉄道と共同で研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 9番野口晴男議員。

○9番（野口晴男君） それにつきまして、新駅の設置について、前に議会で視察研修、北海道へ何年か前に行ったんですけれども、北海道の最北端の銀河鉄道、あれ私も視察で列車に乗りましたけれども、とにかく仮設的な駅で足場を組むような鉄パイプのあれにまくら木が乗っかっているという形で、ああいう駅がやはり観光には私にはいいんじゃないか、城見ヶ丘駅みたいな形までとれるところは余りないと思うんですけれども、本当の仮設的な駅が観光につながるんじゃないかと私は思っておるんですけれども、町でこの地域周辺をどのように考えているかもお聞きしたいんですけれども、その前に町長が、私ども今沿線を菜の花という形で、今総元駅から鉄橋を渡りましてあの区間の線路の土手500メートルぐらいと、今中山間整備事業でやっている農地の土手ののり面、草刈りをやりまして、種もまき、来年度はかなり菜の花がきれいに咲くんじゃなかろうかと思っておりますけれども、この地区を今後、先ほどどのように対策考えているかをちょっとお聞きできればと思ひまして。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 議員から駅をつくったらどうかということでございますけれども、いすみ鉄道の現状、ご承知のとおりかと思ひますが、私のほうとすれば将来的に考えていすみ鉄道はどうなんだと、ここしばらくは例えばもったとしても、だんだん人口が実

は減っております。今切りかえようとしているのは観光でという話で、鉄道は今頑張っているんですが、ところが、人口の減り方がかつてのように少ないわけではなく、かなり減ってきておりますので、そうなってくるとどういうことが起きるかという、子供たちとか若い人が減ってお年寄りが極端に言えばふえると。したがって例えば人口1万とすれば、かつては2,000人ぐらいしか年寄りがいなかったのが4,000人とか極端に言えば5,000人と。そうなりますと車にも乗れないという人がふえますので、そういった人の足をどう確保するかということになりますと、できるだけ乗りやすい場所に駅をつくる、あわせてより駅の効果を高めるために、近くに観光施設なり観光開発できる場所があればよりいいわけですので、多分そのあたりに今の案が当てはまるのではないかなという気がいたします。

いずれにいたしましても、菜の花をまき、また隣には蛍の大生息地があるということで、たまたまことしは1,000人だったんですけれど前年は二千三百、四、五百ですか、来ておりますので、車の人を入れれば去年あたりはかなりの地域の活性化になりまして、多分4,000人とか5,000人単位で夜、蛍を見に来ていないかなという気がいたします。

そのほかにもいろいろなこの地域資源がございますので、もし駅ができれば私のほうとしてできることで、どのような波及効果があるのか、いずれにしましても、いすみ鉄道と一緒に調査をしてみたいというふうに考えています。なお、できるだけ。そんなにお金をかけずにできないと、これからもあそこだけではなくてほかにも、乗りやすい場所に駅をつくったほうがより効果がありますので、そんなようなことも考えています。

なお現在、城見ヶ丘60人とかという数字が毎日載っていますけれど、そうしてみますと大体2万人か2万5,000人ぐらいの範囲で年間乗車をされているということです。ちなみにじゃ10人乗るとどうかといいますと、大体3,600人、1日10人で3,600人ふえますので、そういうことを考えると乗りやすい場所に駅をつくるというのは非常に効果があるのかなと。しかしながら余りお金をかけると大変だなということが言えると思います。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 9番野口晴男議員。

○9番（野口晴男君） それにつきまして、また観光面といたしまして、駅関係でぜひこれ上総中野から大原まで26.8キロ、これいすみ鉄道の時刻表の上にも書いてあると思いますけれども、この26.8キロのいすみ鉄道、最高時速としては65キロ、この65キロという区間は森宮から中川の間と新田野と東の区間、この2か所だけ。65キロ以上はスピード違反という形になって。これを平均にいたしますと、大体駅をとまる、出発、それで平均大体30キロぐらいの

速さではないかと過去の運転手さんに聞きました。停車、出発の時間ですね。

それにつきまして、これも観光の1つとして私が考えているんですけども、上総中野から大原区間、皆さん恐らくわからないと思うんですけども、踏切何か所ありますか、大体、わからないと思いますよね。そうすると、この踏切は約60か所、59かな。その区間で中野から大多喜地区までの踏切は29、約半分ですね。これについても観光の一環でちょっと読み上げますけれど、中野駅から出発しますと、堀切興津、これは警報機・遮断機。その次は第一土田踏切、これも警報機、スピーカーですね。横沢踏切、警報機はなし。庄司台踏切も警報機がないです。そして西畑駅、駅を過ぎましてここに狐原踏切、これ遮断機・警報機ありですね。下原踏切は遮断機も警報機もありません。広畑踏切は遮断機も警報機もあり、非常ボタンもあります。百銚踏切は遮断機・警報機、井戸長踏切遮断機・警報機。戸越踏切遮断機・警報機。坂之台、これは一応名前は書いてあるんですけど踏切としては利用になっておりません、廃止ですね。その次、総元の駅を通過しますと曾根町、遮断機・非常ボタン。堀田踏切は何もありません。黒原踏切も何もありません。久我原には1か所小学校前が遮断機・警報機。東総元にいきますと西間踏切、遮断機・非常ボタン。勝浦街道踏切は遮断機・警報機。第二山下、警報機だけ。小谷松は遮断機。沢尻は遮断機・警報機、押元踏切遮断機、これも遮断機はかなりゆっくりおると。上の台、遮断機と非常ボタン・警報機あり。柳原が遮断機・非常ボタン・警報機。南郭踏切は遮断機。大多喜に来て猿稻は警報機だけですね。城見ヶ丘に向かいまして、第二船子遮断機・警報機、第二森宮遮断機・警報機。第一森宮遮断機・警報機。第四大多喜街道は遮断機・警報機、これで踏切が約29か所。

ここで、踏切についての遮断機・警報機が20か所、非常ボタンが5か所、これも非常ボタンの5か所というのも少ないんじゃないかなという、私も考えがあるんですけど、警報機だけが2か所、何もない場所が6か所と。

それで、私はこの今読み上げたのも、観光の一環という形は、中野から上瀑までと、小学校、西畑少学校から総元小学校、大多喜小学校、上瀑小学校と、ここに電車の中にテープでも録音して踏切の通過の場所、あるいはかなり昔からの字名が出ていますよね、狐原踏切だとか。そういう由来を今後ともそういう中に入れて、観光の一環にはすごく子供たちも協力して進んでいく、そうするとなおさら新駅の設置も有効になるんじゃないかと、私には考えております。

これにもう一つ私として加えたいのは、警報機なんですけれども、今スピーカーなんですよ、いすみ鉄道全駅。昔の国鉄の時代の鐘、チンチンの警報機がないんですよ。小湊鉄

道には5か所あるんです、あのチンチンの。だから確かに私も聞きにいったんだけど、警報機のほうは音がきついですよね。

○議長（野村賢一君） 野口議員に申し上げます。

いすみ鉄道新駅の新設についての質問書の中で、何か関係があるということは。

○9番（野口晴男君） それを加えてもらいたいと。しゃべり過ぎちゃったね。

ひとつそういう形で今後お願いいたします。

○議長（野村賢一君） 答弁しますか。企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 大変ありがとうございました。多分、いすみ鉄道の職員もそこまで知らないと思いますが、よく調べていただきましてありがとうございました。

実は私が以前こんなことを言われたんです。実はポスターをつくって、総元駅が駅のそばにある、多分川畑のほうに行く道路と思いますが、その踏切が曾根町踏切ということで、実はそれを疑う人がいましてね、これは大多喜の地名じゃないと、これはどこか写真を借りてきて張ったのではないかということと言われてまして、急いで見に行ったら確かに曾根町ということになっていました。

そういうことで大変夢のあるような話になると思いますが、踏切とか何か多分地名をほとんど使っていると思いますが、特に狐原なんていうのは多分私も年寄りに、あの辺で昔キツネにだまされたんだよというようにいわれを聞いたことがございますので、今後いすみ鉄道の社長にも、またユニークな人ですので、私よりそういうアイデアを持っていますからそういう情報を提供させていただいて、使えるようであればぜひ使わせていただきたいなということでもよろしくお願ひしたいと思います。大変ありがとうございました。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番野口晴男議員。

○9番（野口晴男君） どうもありがとうございました。

続きましては有害鳥獣対策について。

現在、平成21年11月8日付で有害駆除を中止にするようですが、この現状ですと、今後町内の農作物にかなりの被害が予想されます。町としては県の方針についてどう考え、また町としてどのように今後対策を講じていくのか、お考えをお聞きいたします。

2、現在、イノシシ、サル、シカの捕獲報奨金はありますが、今後としてハクビシン、タヌキ、アナグマ等の捕獲報奨金を出す考えがないか、お伺ひいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 野口議員の有害鳥獣対策、またハクビシン等への捕獲報奨金ということでご質問をいただきました。答弁させていただきます。

近年、野生鳥獣は、荒廃地の増加等によりまして、その生息地がかなり拡大をされまして、安房、君津、夷隅地区及び長生の一部の区域へと広がってきております。

このような状況の中、町では有害鳥獣の対策といたしまして、猟友会によります猟銃での駆除や、わなによります捕獲、また防護さくの設置を毎年実施しており、平成20年度はサルが35頭、シカ130頭、イノシシ255頭の捕獲実績を上げております。

しかしながら、本年8月に有害鳥獣捕獲事業中に県内で死亡事故が発生したことによりまして、千葉県猟友会ではこのような事故が二度と起きないように、11月1日より猟銃によります捕獲は狩猟環境が整備されるまで休止をするということが決定されました。これを受けまして、大多喜町猟友会といたしましても、やむを得ず猟銃による有害鳥獣捕獲を現在休止しております。

町といたしましては、千葉県猟友会、また大多喜町猟友会の猟銃による捕獲の休止の決定によりまして、猟銃による捕獲ができない状況になっております。この休止が解除されるまでは箱わな等による有害鳥獣捕獲の実施の強化、また防護さくの設置によりまして、農作物への被害防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、いま一つ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ等に対する報奨金ということですが、近年ハクビシン等には農作物への被害が非常に目立ってきておりまして、猟友会の協力を得てわなによる捕獲を努めているところでございます。

平成20年度の実績では、ハクビシンが16頭、タヌキが16頭、アライグマ6頭の捕獲実績でございます。今後も捕獲頭数の増大も考えられますが、有害鳥獣駆除委託の中で対応し、当面ハクビシン等については報奨金を支払わない考えでございます。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 9番野口晴男議員。

○9番（野口晴男君） どうもありがとうございます。ちょっと郡内のほうの調べてみたんですけど、勝浦ではハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマですか、これは1頭2,000円という形で奨励金が出ております。あと、いすみ市でやはり同じハクビシン、アナグマ、タヌキ、やはり2,000円の奨励金を出しております。御宿は出ていないんですけども、ぜひその方向に奨励金を出していただければ、猟友会のほうといたしましてもこの押さえるわなに関してもやはり個人的につくる、かかる費用もございますので、今後ひとつできれば進

めていただきたいと思います。

では、私は簡単ですが、これにて一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時07分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時18分）

○議長（野村賢一君） ここで、子育て支援室長より、先ほどの質問に対する答弁がございました。

子育て支援室長。

○子育て支援室長（花崎喜好君） それでは、先ほど一般質問の中で、藤平議員よりご質問のございました子育て応援特別手当を支給した人数、21年度に予定していた人数は何人かというご質問でしたが、平成20年度分としましては、対象が第2子からの対象でございましたので117名、21年度対象分は第1子からの対象でございましたので、201名でございます。

以上でございます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、3ページになります。

それでは、議案に入る前に提案理由のご説明をさせていただきたいと思います。

議案第1号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、昨年、人事院及び千葉県人事委員会におきましては、民間企業の所定労働時間の調査の結果をもとに、職員の勤務時間を1日につき15分短縮しまして、1日7時間45分、1

週当たり38時間45分に改めることが適当であるとの勧告がありました。この勧告を受けまして、昨年度、県内21市町村で勤務時間短縮の改正を行いました。厳しい経済情勢や雇用情勢等を勘案し、千葉県では改正を見合わせ、夷隅郡市の自治体でも改正を見送ったところがございます。

昨年の勧告から1年が経過した現在、県内の状況を見ますと、千葉市を除く55市町村のうち既に勤務時間を短縮している市町村が36団体、来年4月までに短縮を予定している市町村であります。本町を含めて18団体、未定のところが1団体、これは本埜村でございます。合併等の関係があるかと思えます。そういう状況になっておりまして、千葉県では既に9月1日から短縮をしております。

このような状況を受けまして、本町におきましても、国や県、さらにほかの自治体に準じまして勤務時間条例の改正を行おうとするものでございます。

なお、1日当たり15分の短縮となります。この場合、午前8時30分の始業はそのまま、5時30分までとなっている終業時間を5時15分に繰り上げたいと考えております。この条例、繰り上げたのは、18年7月の議会で時間を延ばしておりますけれども、また勧告によりまして繰り上げるということでございます。

この内容につきましては、一般職は今申し上げたとおりでありまして、一般職は8時間のところ7時間45分、1週40時間を38時間45分、このほかに関連しますのが再任用の短期時間の勤務職員、これは自動車学校に1名おりますけれども、これも同じように時間を繰り上げて実施するというところでございます。

そのほか育児休業法の規定によりまして、任期つき短期時間勤務職員、これは育児休業になりますと当然お休みをするわけですが、その中でも1時間とか2時間とか、いろいろな働き方のパターンがありますけれども、今回の条例では4つのパターンがありますけれども、自分で選択するようになっておりまして、これらのものも時間を一般職に合わせて減らそうというものでございます。

内容は、今申し上げたとおりでございます。条文もありますけれども、さきにお配りしたこともありますので、内容は今申し上げたとおりで条文は省略させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） ただいまの説明で15分の短縮ということですが、この影響と、それから時間が短くなれば、今までの仕事は短縮するわけですから、残業がふえるのかなという気もするんですけれども、その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） これは15分繰り上げることによって影響があるかということでありまして、当然、一般職につきましては15分ほど繰り上げますから、これは全員対象になりますけれども、先ほど申し上げた再任用の短期の方は、自動車学校1名しかおりません。それで今、育児休業法の規定で、これを短期で、時間等で出てきている職員はたしかいないと思われましたので、こちらのほうは現状では関係なくなります。

そうしますと、一般職のほうで15分繰り上がることによってどうかということですが、これは受付等に関しましては、当然、住民の方が、時間が短くなれば、その時間に来られない方には直接影響が出るかと思えますけれども、その場合、いろいろな方法で事前に電話をいただければ、お待ちしている方法等も、そういう配慮もしておりますし、行政改革の中でも受付の時差出勤といいますか、そういうものも検討しておりますので、直接、住民のほうにご迷惑をかける、特に受付はそうだと思いますけれども、ほかの職場でも幾つかあるかと思えますけれども、できるだけ何らかの配慮をして、これが2年前と一緒に戻るわけですが、何とか工夫して迷惑のかからないような方法でというふうに考えておりますけれども、時間外はどうかということになりますと、これは若干の影響が出てくるかなと思えますけれども、効率よく仕事をしていただくことも含めながら十分対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） 私たち民間の考え方ですと、例えば15分短縮するということになると、職員が270名全部でいるとなると、これは相当な時間になるし、人数でいえば、ちょっと計算しても9人減るといふのと同じぐらいの、たかが1人当たりは15分ですが、全体とするとその計算になるわけで、今の仕事で9人減ったということにつながると思うんですね。というのは、民間の我々がいろいろなことを、経営とか、そういうものに携わればそういうことで相当影響が出てくるんですけれども、その辺は余り影響がないということであればよろしいんですけれども、行政の事務職の方の仕事というのは、我々にはよく見えない部分が

あるんですが、その辺は効率よく仕事をするということなんだろうと思いますけれども、ちょっと気になるのがその辺のところ、その対応をいかに考えておるのかな、同じ時間帯にやっていたものを、今度15分減らすと、全体としては相当な時間が短縮されるというか、人数が短縮されると同じ時間だと思うので、やっぱりその中で仕事をするとなると、相当民間では経営努力といいますか、行政のほうだと、やっぱりいろいろな仕事の効率化を図っていかないと難しいだろうと、そんなに簡単に私はできるものではないのではないかと思うんですけれども、ちょっと簡単におっしゃられたので、再度その辺は本当に問題ないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） これは当然15分短縮するわけですから、影響はないかといえ、必ずあると思いますけれども、勤務時間が8時半といいますけれども、大体早い方ですと朝も早目に来ている方もおりますけれども、遅い人は若干遅くまでいる方もおりますけれども、これは人によってさまざまですけれども、その人の、我々役場の職員の仕事というのは、民間の企業と違いまして、その人に責任を持たせた仕事が非常に多いわけですから、それは職員の常識とか、そういう中で判断をするのも1つの方法かなと思います。

先ほども申しあげましたけれども、何とかみんなで努力をしながら、仕事もできるだけ連携し合いながら能率よくやっていきたいということを申しあげて、答弁になりませんが、答弁とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第2号 大多喜町自動車学校事業設置に関する条例及び大多喜町自動車学校事業管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 5ページになります。

大多喜町自動車学校事業設置に関する条例及び大多喜町自動車学校事業管理に関する条例を廃止する条例の制定についてということですが、提案理由を申し上げますと、自動車学校の民営化につきましては、これまでも全員協議会で報告をさせていただいたりしておりますし、また6月の定例議会に、自動車学校の財産の処分について、関係議案を提出いたしましてご承認をいただいているところでございます。

現在、22年4月1日から、民営化により新たなスタートを切るべく、現在、経営移譲先の黒井産業との協議を詰めているところでございます。

大多喜町自動車学校は、昭和36年12月に、大多喜町自動車教習所といたしまして開設され、長年にわたり町民の利便や町政の反映に大きく寄与し、これまで6万人を超える卒業生を送り出してきました。また、町営の身近な自動車学校としての存在意義を果たす役割も非常に大きいものがあり、経営面におきましても健全財政を続け、その余剰金を一般会計へ繰り入れるなど、本町の厳しい財政を支えてきたこともございます。

しかし、少子化や人口の減少による入所の減少が顕著になりまして、これまで幾度となく事務改善の経費の縮減を行ってまいりましたが、入所者の減少に歯どめがかからず、一方では人件費や物件費の増加が予想されるなど、自動車学校の運営が将来に向かって非常に厳しいことが予想される状況となりました。このような中で、議会からの提言もあわせ、自動車学校の機能を維持しつつ発展的な改善を図るべく、このたび民営化の選択をしたわけでありまして、この議案は民営化に沿って、大多喜町自動車学校の設置や管理につきまして定めた条例につきまして廃止するものでございます。

その中で経過措置にもありますけれども、それに関連しまして関係する条文を整理整頓させていただいたものでありますので、議案のほうは省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第3号 町道の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 議長、恐縮ですが、議案第3号から第5号まで関連がございますので、提案理由及び内容について同時に説明をさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） わかりました。説明してください、結構です。

今、建設課長のほうから発言がございました。議案第3号から議案第5号まで一括説明ということですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） では、お願いします。

○建設課長（浅野芳丈君） それでは、説明等をさせていただきたいと存じます。

内容が議案第3号、第4号、第5号ということでやってございますけれども、廃止と、第

3号と第4号につきましては、同じものが入っております。これについては、廃止と新規認定という内容になるわけですが、これにつきましては、昭和29年当時の建設省道路局長の通達によりまして、路線の認定、区域決定及び供用開始等の取り扱いについてという局長通達がございますが、路線の変更と路線の認定・廃止につきましては、起点もしくは終点またはそのいずれかを変更する場合につきましては、旧路線の廃止及び新路線の認定の二重の手続を要するものということで通達が出ております。ですから、こういった内容でやらせていただいているということのご理解をいただきたいと存じます。

それでは、路線関係でございますけれども、議案第3号でございますが、町道の廃止について、道路法第10条第3項の規定により、次の路線を廃止する。

整理番号1でございますが、鍛冶住宅5号線、起点が横山字鍛冶町1094番65地先でございます。終点と同じ1094番68地先でございます。延長が60.9メートルでございます。幅員が4.1メートルから4.2メートルということでございます。場所でございますが、鍛冶町の東京電力大多喜変電所がございますが、そのところのちょっと手前から右のほうに入っていきますというか、鍛冶川のほうに向かっていく細い道がございます。そのところを指します。これにつきましては、株式会社ハマイから、道路部分について公有財産と寄附受納したため、終点が変わるため町道の廃止を行うものであるということでございます。メートル数が変わりました、終点が変わったということでございます。

整理番号2番でございますが、庄司土田線、起点が庄司字土田81番2地先でございます。終点庄司字ツルシ115番地先でございます。延長が264.9メートル、幅員が2.3メートルから5.0メートルでございます。この路線につきましては、起終点の地番が、現在の道路台帳と異なっていたため、町道の廃止を行うものでございます。そのため延長及び幅員については変わりはありません。

議案第4号につきましては、先ほど申し上げた内容で廃止したものを認定を新たにさせていただきますという内容でございます。

議案第5号につきましては、船子峯之越線でございますが、これは起終点が変わりませんので、変更ということで議案を提出させていただいております。

町道の路線変更について。

道路法第10条第3項の規定により次の路線を変更する。

整理番号1、変更前でございますが、路線名、船子峯之越線、起点船子字惣宮881番地先、終点、下大多喜字十王部田145番3地先、延長でございますが1,503.88メートル、幅員が3.3

から19.4メートルでございます。

変更後でございますが、路線名、起点及び終点は変わりません。延長1,494.88メートル、幅員が3.3から19.4メートル、これは変わりません。

これについては、橋梁のかけかえ工事が完了したため、町道の内容が変わってまいりましたので、その関係で町道の変更を行うものということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

議案第3号から質疑をしたいと思います。

議案第3号 町道の廃止についてです。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第10、議案第6号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）。

平成21年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,738万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

それでは、17ページをお開きいただきたいと思います。

第2表でございますが、債務負担行為の補正の追加であります。大多喜中学校パソコン導入に関するもので、耐用年数が経過したために更新するものでございます。期間は平成22年度から27年度までの6年間で、限度額は1,944万円でございます。平成22年度からの運行となりますが、業者の選定や契約などの事務処理が必要となりますので、債務負担行為を行うものでございます。

次は、18ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、地方債補正、追加でございます。

起債の目的は、上水道出資債でございます。まず、南房総広域水道水環境耐震補強に充当するもので、限度額は150万円であります。

次に、地域活性化事業債、これは光ファイバーの整備に充てるものでございまして、限度額は4,800万円でございます。

次に、歳入でございますが、事項別明細書により説明いたしますので、21ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、補正額39万3,000円、これは外出支援サービス等の利用者増や実績増によるものでございます。

目3農林水産業費負担金、補正額36万2,000円で、中山間地域総合整備事業の工事増による地元負担金であります。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補正額2億5,805万3,000円、このうち節4の地域活性化・公共投資臨時交付金、節5の地域情報通信基盤整備推進交付金

につきましては、地域情報通信基盤整備、いわゆる光ファイバーの整備に関する交付金でございます。

次の款6電波遮へい対策事業費等交付金は、地デジの難視聴解消のための交付金でございます。

22ページをお開きください。

目6子育て応援特別手当補助金、補正額894万9,000円の減でありまして、これは政権が変わりまして、本事業が執行停止となったものでございます。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、補正額357万9,000円、これは防災無線の関係になりますけれども、Jアラートの施設改修補助金でございます。

目2民生費県負担金、補正額17万9,000円、目3衛生費県補助金、補正額25万7,000円、目4農林水産業費県補助金、補正額48万4,000円につきましては、それぞれの事業の実績見込み増によるものでございます。

款17寄附金、項1寄附金、目2指定寄附金、補正額6万4,000円、これは千葉夷隅ゴルフクラブからの教育費寄附金でございます。

次は、23ページになります。

款18繰入金、項1基金繰入金、目6福祉基金繰入金、補正額250万7,000円、内容につきましては、敬老事業が事業完了となり清算減で、そのほか外出支援整備事業等が増となる見込みであります。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額1,811万7,000円、今回の補正に要する一般財源分を前年度からの繰越金を充当したものでございます。

款20諸収入、項3雑入、目2雑入、補正額145万4,000円で、都市農村交流施設事業収入であるイノシシ肉の販売収入の増や、重度身体障害者医療補助金の返還金等でございます。

款21町債、項1町債、目4衛生債、補正額150万円、これは南房総広域水道企業団の出資債で水環境の補強工事によるものでございます。

目5一般単独事業債、補正額4,800万円で、地域活性化事業債で、光ファイバーの整備に充てるものでございます。

24ページになります。

3、歳出でございますが、今回の補正の中には、職員給与や手当等の補正が減となっております。内容につきましては、さきの臨時議会で提案をさせていただき、承認をいただいた内容となっておりますので、それぞれの項目での説明は省略もさせていただくことありま

すので、あらかじめご了承くださいと思います。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費、補正額36万2,000円の減でございます。給与手当のほか、臨時議会が今までより若干多く開催されましたので、会議録の作成委託料の見込みは増になるものでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、補正額375万4,000円の減で、給与職員手当の減のほか、コピー用紙等の消耗品を計上させていただきました。

目5 財産管理費、補正額107万2,000円、役場庁舎プロポーザル記録作成費や庁舎建設のための建物基礎調査、これは事務室の中で現在の子育て支援室のところが、若干地盤が沈下しておりまして、そこの基礎調査を実施するものであります。

目6 企画費、補正額3億2,226万2,000円、地域情報通信基盤整備工事、これは去年、光ファイバー網を整備するものや、あるいは地デジ対策として辺地共聴施設を整備する、弓木ですけれども、地域に整備する助成策を講じるものであります。

目8 諸費、補正額22万6,000円でございます。これは税の過誤納付返還金、障害者国庫福祉補助金の返還金でございます。

下の25ページになりますけれども、款2 総務費、項2 徴税費、目1 税務総務費、補正額218万3,000円の減。

款2 総務費、項2 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、補正額33万3,000円の減で、人件費のほか、戸籍用タイプライターの活字認証機を整備するものであります。

款2 総務費、項5 統計調査費、目1 統計調査総務費、補正額46万8,000円でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、補正額61万6,000円の減で、人件費のほか、障害者の外出支援サービス等の利用者増、扶助費につきましてはグループホーム等入居者増が主なものであります。

26ページをお開きください。

目2 国民年金費、補正額44万3,000円の減であります。

目3 老人福祉費、補正額267万2,000円でありますが、報償費につきましては敬老祝い金や祝い品等の実績減、外出支援サービス利用増、チケットの印刷代や緊急通報装置の設置増、扶助費につきましては老人保護措置費の増であります。

目5 介護保険事業費、補正額1,374万9,000円で、これは介護保険への繰出金でございます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、補正額1,181万4,000円の減でございますが、給与費のほかに国の施策であります子育て支援手当給付金の執行停止による減額な

どでございます。

27ページになりますけれども、目4、児童福祉施設費、補正額339万6,000円の減、給与費のほか厨房用品などの消耗品の購入でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、補正額100万9,000円の減。

目2予防費、補正額はありますが、財源の組み替えのみであります。

目3環境衛生費、補正額103万円の減で、給与費のほかバイオディーゼル燃料分析などの手数料であります。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費、補正額41万8,000円の減であります。

次の28ページになりますが、給与費ほか郵便料でございます。

目2塵芥処理費、補正額30万7,000円で、ごみ収集カレンダーや燃料費などあります。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道運営費、補正額159万9,000円、南房総広域水道企業団への出資であります。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、補正額87万1,000円の減。

目2農業総務費、補正額36万4,000円。

目3農業振興費、補正額3万1,000円、たけゆらの指定管理者選定審議委員の報酬であります。

目5農地費、補正額113万6,000円、これは基幹農道の照明料、中山間地域の圃場整備事業の増による県への負担金などあります。

29ページになりますけれども、目8農村コミュニティーセンター運営費、補正額28万円、自動ドア等の施設の修繕費でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、補正額42万6,000円、給与費のほかのイノシシの捕獲報償費の増や庁用車の修繕費でございます。

目2林業振興費、補正額48万4,000円、森林機能強化対策事業で間伐、枝打ち、下刈りなどの事業量の増であります。

目3大多喜県民の森運営費、補正額5万3,000円の減。

目4都市農村交流施設運営費、補正額37万6,000円、イノシシの解体増に伴う臨時職員の賃金、施設の電気料など光熱水費、販売手数料の増でございます。

30ページをお開きください。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費、補正額54万8,000円の減であります。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額103万3,000円の減。

目2 登記費、補正額59万6,000円の減でございます。給与費のほかに用地測量委託料等でございます。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、補正額186万7,000円、弥喜用トンネルの照明設備の修繕費やコンクリート殻の処理手数料、除雪作業の委託料でございます。

目2 道路新設改良費、補正額418万5,000円、人件費のほか、町道中野大多喜線、大多喜高校線用地測量及び建物調査業務委託料、大戸環状線境界標建植業務委託料でございます。

31ページになりますが、款7 土木費、項3 都市計画費、目1 街路事業費、補正額17万3,000円の減であります。

款8 消防費、項1 消防費、目4 災害対策費、補正額357万9,000円、防災システムの改修修理や施設整備料でございます。これは全国瞬時警報システムで全額国からの補助金となっております。

款9 教育費、項1 教育総務費、目1 事務局費、補正額16万2,000円の減であります。給与のほか、寄附をいただいた奨学金を基金に積み立てるものでございます。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、補正額38万4,000円、印刷用消耗品や外灯、給食用冷蔵庫の修繕、パソコンの保守点検、外部サーバー使用料の減、西畑小多目的ホール照明の交換工事、災害共済給付金の増などであります。

32ページになりますが、款9 教育費、項3 中学校費、目1 学校管理費、補正額45万9,000円の減、光熱水費や施設の施工監理設計業務委託料等の実績減や、災害共済給付金の増となっております。

款9 教育費、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、補正額109万円の減であります。

目2 公民館費、補正額33万9,000円、庁用車の燃料代、光熱水費の不足見込み、修繕につきましては、公民館ホールの舞台に上がるところの階段に手すりを設置するもの、あるいは舞台の照明器具の修理、電話料の不足分を見込んでおります。

目3 図書館費、補正額215万円、冷暖房の修繕や屋根の雨漏り工事の改修工事でございます。

款9 教育費、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費、補正額146万3,000円の減、給与費のほか、電気料の不足分を見込み計上いたしました。

33ページであります。目2 学校給食費、補正額57万3,000円の減であります。

目3 体育施設費、補正額135万9,000円、臨時職員の賃金や旅費の不足、プールの屋根の張りかえ、野球場の整備補修材料の購入であります。

以上が歳出であります、34ページをお開きいただきたいと思ひます。

これは給与費の明細でございますが、1の上のほうに、1、特別職でありますけれども、一番下の比較の欄で申し上げます。職員5名が増になっておりますけれども、指定管理者選定審議委員の増であります。したがって、報酬が3万1,000円の増となります。期末勤勉手当につきましては、町長と副町長の引き下げによりまして46万3,000円の減となっております。計の欄では、差し引きますと43万2,000円の減であります。

次は、35ページで、2の一般職、(1)の総括表の欄で申し上げますが、給与で74万2,000円、給与改定による減額でございます。隣の職員手当は、期末勤勉手当支給率の改正により2,591万5,000円の減で、計の欄では2,665万7,000円の減額となります。

以上で一般会計の補正の説明を終わります。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番吉野儋一さん。

○7番(吉野儋一君) 大多喜中学校のパソコンの導入費で、これは何台でしょうか。

○議長(野村賢一君) 教育課長。

○教育課長(渡辺嘉昭君) パソコン、デスクトップ、ノートパソコン、合わせまして55台でございます。

(「ありがとうございます。」の声あり)

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1番野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 関連してですけれども、どういう形で業者選定をするのでしょうか。

○議長(野村賢一君) 教育課長。

○教育課長(渡辺嘉昭君) 業者選定につきましては、入札になると考えております。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

1番野中眞弓さん。

○1番(野中眞弓君) 24ページ、款2、目6、節19の辺地共聴施設整備事業、この対象はどこでしょうか。そして地デジ対策が、今どこまで進んでいるのか伺いたしたいと思います。私は、去年の6月議会で地デジ対策についてとるようという一般質問をしたのですが、そのときには、まだ3年ある。でももう2年切っております。事態は切迫しているのではないかと思いますのですが、答弁お願いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、24ページの企画費の中の19節負担金補助及び交付金の189万4,000円、この事業につきましては、弓木の共同受信施設組合の地上デジタル放送受信に向けた施設の改修に要する事業に対する町の補助金ということでございます。事業費は全体で410万3,000円を見込んでおりまして、このうち補助対象経費の2分の1、いわゆる189万4,000円を町から補助金として交付いたします。

なお、この町の補助する額は、国からの電波遮へい対策事業費等の交付金といたしまして、全額町に交付されることとなっております。これにつきましては、NHKの共聴施設であるということで、今回は弓木地区がこの対象でこの事業を受けるということでございます。

なお、地上デジタル対策の進捗状況ということでございますか、大変心配されるところでございまして、町もその辺を大変心配しております。あす、また町長が郡内の市町の首長さんと国のほうに陳情に行く予定になっておりますが、特にこの夷隅、安房地域、大変山が多くて非常に電波の届きにくい場所であるということで大変懸念をしております。

夷隅地域の中継局につきましては、2008年に既に伊藤地先に、このあたりでは一番大きい中継局が実はできております。

それと、この後、12月までに勝浦の総野の中継局と勝浦中継局ができます。さらに2010年、来年、岬と上総大原、それと夷隅中継局が完成する予定であるということでございます。そうなりますと四方八方から電波が届くということで、今後どの地域がどのように変化してくるかわからないような現在状況になっております。

なお、参考までに、実は平沢のヤツのほうは、実は東京タワーの電波を受けて、現在映るようにはなっております、地域、場所によっては。そんなことで四方から電波が届いてきますので、今、伊藤だけでは網羅できない部分が、逆にほかからの電波の影響で入ってくる可能性もあるということでございます。

町としては、今後、総務省に対しまして、受信点調査の追加要望や、新たな中継局の設置要望を現在している最中ではございますが、起伏が大きい大多喜町の地形上の課題や山林の多い大多喜町の特殊な状況から、新たな難視聴地域の解消が難しい状況になっておりまして、先ほども申し上げましたように、あした、国のほうに総務大臣あるいは関係の国会議員に対しまして、中継局の早期開局及び難視聴対策につきまして、国や放送事業者の責任においてやっていただきたいということで要望活動を行うことになっております。

そんなようなことで現在進めておりますが、それでも非常に心配な部分があります。この

後また、せんだっても地上デジタルセンターの説明会等を行いましたけれども、今後も各地区ごとに、そのあたりの説明会をやる予定で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番吉野僖一さん。

○7番（吉野僖一君） 光ファイバーの件ですが、この進捗状況というか、最近の情報はどこまでいっているかお伺ひします。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 実は先日、アンケート調査がほぼまとまりまして、前回1,000件を若干超えたぐらいの数だったんですが、今回は1,500件弱の申し出というんですか、いわゆる将来も含めて、ぜひ光ファイバーを引いてくれれば、インターネット等の接続をします、活用しますということで、かなりの件数が出てきております。そういった中で、ここにも予算計上させていただきましたが、3億2,100万円の事業費におきまして整備をしたいという補正をお願いしたところでございます。

いずれにしても、当初は7億近い額を予定していたんですが、その後の国の事業仕分けですか、そういった対象にもなりまして、事業費の圧縮をせざるを得なくなったということでございます。

なお、この事業費の圧縮につきましては、光ファイバーですから、どこかでつなぐわけでございますので、そういったソケット的なものをできるだけ少なくする、また延長の距離を今回100キロほど見ているんですが、当初はかなり、もっとやる予定でありましたので、そのあたりは今後は光ファイバーを行うところが極力負担しましょうということで、事業費の圧縮がされたということでございます。状況についてはそういう状況で、ぜひこの光ファイバーの整備、今回の補正を上げましたのでお願ひしたいということでもあります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓さん。

○1番（野中眞弓君） 26ページ、款3、項1、目3、節13の委託費の中で、外出支援サービス委託料が193万5,000円増額されております。この外出支援サービス、当初予算と合わせて

総額幾らになるのか、これはまだ年度末まで4か月ありますけれども、年度末までの見込みなのか。このままだと際限なく費用がかさんでいくのではないか。これに対しての対策、どのようにして考えているのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 外出支援サービスの委託料193万5,000円に関するご質問でございます。総額でございますが、当初予算で970万2,000円ございました。それで今回193万5,000円を追加しますので1,163万7,000円が総額になります。

年度末までの見込みはどうかということなのですが、加入者が急増しなければ現行の補正額でいけるとおもいます。

あと、このままですと費用がかさんで対策がどうなのかというふうなことでございますけれども、ご指摘のとおり年々このサービスの利用者は増加しております。費用も伸びているような状況でございます。このまま推移していくと、財源の確保にも限りがございますけれども、大多喜町の地形を考えますと、他の交通手段への移行が難しい状況でございます。今までの質問の中で前議会等で巡回バス等の話も出ましたけれども、利用者が応分の負担をしていただいて、この方法、外出支援サービスのタクシーでの利用を継続してまいりたいと思っております。

あと、応分の負担の方法でございますけれども、低所得者につきましては、現行どおり考えてまいりたいと思います。それにつきまして、ほかの低所得者以外の方といたしますか、そういう方については多少、負担を大目にいただいて、財源を確保していこうかなというふうなことを今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） 先ほどの光ファイバーのことで関連でお願いしたいんですが、政権が変わりまして心配をしていたんですけれども、ここに工事費ということで上程され、大変力強く思うんですけれども、今12月でありますので、工事完了といたしますか、これから先の見通し、工事の関係の見通し、いつごろまでの完成をめどに考えておられるのか。その後の対応といたしますか、これは委託するんですけど、譲渡する、どっちかだったと思うんですけれども、町負担という面では、どのように考えておられるのか、見通しがありましたら説明を願いたいと思うんですが。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいまの質問でございますが、事業につきましては、今からやって、ことしでは当然終わりませんので、ことしと来年という形で事業を進めていきます。

それで、現在の財源につきまして、ことしの21年度の国の経済危機対策関連予算により取り組むことが前提ということになっておりまして、ことし、あれを受けないといけないということでもありますので、そういったことで2か年の事業になるということでございます。

なお、総事業費3億2,120万1,000円、このうちいわゆるICT交付金、地域情報基盤整備推進交付金というやつなんですけど、これは交付率が総事業費の3分の1ということでありまして1億673万3,000円、それと地域活性化・公共投資臨時交付金、これが交付率が町負担額の約7割、当初はこのあたり9割見ていたものですから、町の負担も大分減っていたんですけども、このあたりの7割ぐらいしか現在見ておりませんので、これが1億4,942万6,000円ということでもあります。

そのほか地域活性化事業債ということで、補助残の75%、いわゆる6,504万2,000円が補助算になりますので、その75%をこの事業債で見ようということで4,800万を計上しております。

そうしますと、いろいろ引いてきますと3億2,100万円から、今申し上げたものを引いていきますと、一般財源の費用につきましては1,700万円程度ということで現在は積算をさせていただいております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） そうすると22年度に完成ということでよろしいんですね、ということで総事業費が3億2,000万円ということ、今聞いたのは、その完成した後に負担はあるのかどうかという見通しを質問したんですけども。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 負担額につきまして、今の状態の話を、事業費の今、負担を言ったので、その後のつくってからの負担の話ということでよろしいでしょうか。

先ほど、1,500何件の申し出があったということですが、その人たちが当初からそれだけ入ってくれば、多分負担はないというふうに、当初から説明の中でも、大体

1,300件を超えれば、1,300件ぐらいがちょうど負担ゼロということでありますので、1,500件を超えれば、当然負担はないと思います。ただし、それは将来目標を含めての話なものですから、安全性をとりますと、当然、負担は出てきますという回答しか現在のところ言えないということであります。

なお、事業につきましては、事業費そのものは現在のものはほぼ変わらないと思いますが、事業年度につきましては変わる可能性はあるかもわかりません。ちょっとその辺が読めない状況にありまして、事業費もそうしますと含めての話になりますが、国がまだ定まっていない部分がありまして、でも、今手を挙げないとできないということでありますので、あえて計上させていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 事業の説明をお願いしたいのですが、21ページに、この光ファイバー関連で、地域活性化・公共投資臨時交付金というのがありますが、この臨時交付金の対象になっている事業というのは、どういう事業があるんですかというのか1点。

この事業は、もう締め切ったのでしょうか。まだまだ追加の可能性というのはあるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 事業がまだあるのかということでございますけれども、現在あるということで、今後あるかどうか、ちょっとこの場でははっきりいたしかねます。

ただ、今出してくれということで、出さないとということでやっていますので、いわゆる国の仕分け作業の中にも入ったような事業でありますので、今後もこれがあるかどうかわかりません。現状でこういう事業があるので出してくれということでやられていますので。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） この地域活性化の対象となるのは、どういう事業、どういう内容が含まれるのか。そして、まだ締め切っていないのかということです。この地域活性化ということで、大多喜町は光ファイバーを選んだわけですが、これは光ファイバーだけでなくはないということではなくて、あるわけではないですか。私の意図は何かというと、先ほど、例えば住宅リフォームなどというのは、本当に地域活性化だと思うんです。今にとってはね。そういう事業、そしたら答弁の中で、補助金が一銭もつかないようなのはやれないと、極端

に言うともうそういう答弁があったんです。実はこういうところに、そういうものが使えないだろうか。まだ間に合うのではないかという思いがあって質問したんです。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 実は私のほうは、単に光ファイバーを目指していたものだから、その中でこういう事業があるということで選んだわけです。じゃ、ほかの事業に使えないかというところまでの研究は当然していないし、中身についても、ちょっといろいろなところに使いたいとは思いますが、その辺のことは検討はしてありませんでした。したがって、現状では、この段階ではわからないということでもあります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） それでは、調べていただいて、まだ間に合うようでしたら、そういうような本当に住民に直接かかわり合いのあるような事業、探して申し込んでいただきたいなと思います。

じゃ、その次にいきます。

27ページ、款4、項1、目3、節12バイオディーゼル燃料製造施設点検手数料が21万4,000円入っております。9月の初めごろでしたか、環境センターに行ったら、BDF検査が義務化されて、かなりの費用がかかるので、ちょっと町ではこれから当分の間つくれないという話を伺ったんですね。それで、国の2月に出したその関係のビラなんかもいただいてきたんですが、その点で、今、BDFのこの燃料、生成の事業がどうなっているのかということと、温暖化対策とバイオディーゼルの、極端にまた言い方をするんですけども、これはすごく微々たるもので、町内に対して啓蒙活動が進んでいるとは思えない。でも地球温暖化、きょうなんか、本当にことしの冬なんかもそうだけれども、寒いという日のほうが少ない。地球環境を守るには、本当に今がぎりぎりのところではないかという気がするんですけども、これから町としてのほかの対策というのは考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） まず、BDF燃料の検査の義務化ということでございまして、私も見まして、困ったなと最初は思ったんですが、実は品質確保法というのが、この20年5月に施行されまして、いわゆるこの改正では、バイオ燃料を混合して、ガソリンや軽油を販売、要するに事業所が対象でありまして、実は町ではいすみ鉄道に、混合した燃料で

の販売ではなく、100%で現在送っておりますので、その場合は、今回はこの法改正の中に含まれないと。いわゆる対象とはならないということになっております。

また、その利用方法が公道を走る車両が対象であると。したがって、軌道車であるいすみ鉄道には該当にはならないということでもあります。

しかしながら、バイオ燃料を製造し、いすみ鉄道に安心して利用していただくためには、事業所として一定の品質というものは、当然、確保が必要なのかなという気はいたしますが、今後は責任者として実施するものでございますので、検討はしてみたいなというふうに考えております。

それと、今回の補正の21万4,000円につきましては、機械の保守点検費用、これが必要だということで21万4,000円を上げさせていただきました。そういうことで、現在は現業の職員で対応しておりますが、機械そのものを動かすということについては、実際は動かしていますが、人件費は現在のところ発生はいたしておりません。あとは原料である廃食油は町民の協力によって回収されておりますので、その部分については当然無料であります。そのほかにメタルやカセイカリ、それから処理剤、そういったものを年間15万ほどを要しているという状況で現在進んでおります。

なお、非常に施設も小さいし、あの施設がこの地球温暖化等々にそんなに効果があるのかということですが、当初からあれだけの施設でございますので、どちらかというところ啓蒙普及、あるいは教育、いわゆる環境面のそういった面の推進を図ろうということと考えております。あわせて、やっぱり油を河川等に流しますと、水質汚濁、そういったことも考えられるということでもありますので、そういったことも含めての施設整備であったということをご理解をいただきたいと思っております。

なお、町としての他の温暖化事業につきましては、環境生活室長がおりますので、そちらのほうにお答えいただけたらというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村賢一君） 環境生活室長。

○環境生活室長（浅野芳丈君） 町として、他の温暖化対策事業は考えているのかという内容でございますが、現在、事業として計画はございません。しかしながら、引き続きごみの減量とか再資源化、省エネ化について広報紙等を活用しまして、日常生活の中で温暖化対策等を実践する呼びかけを行ってまいりたいと思っております。

ごみの分別の徹底ということで、テレビであるとか電気ポット、パソコンのつけっ放し等

に注意とか、そういった関係とか、冷蔵庫には詰め込まず、適切な温度設定等をお願いしていくというような内容になるかと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 細かいことなんですけれども、いすみ鉄道に販売しているのは、5%を入れた、約100% B D F ではないのではないのでしょうか。どのくらい節減になるのですかと言ったら5%ですとおっしゃいましたものね。燃料を5%入れて95%まぜてやるんだと。それからそのビラによると、自治体がつくっているものであっても検査は免れないというような報告があったと思うんですね。だから、私の感じでは、つくれない以上、今回、点検費用を入れるというのは、もしかしたら無駄ではないかという、そんな思いがあるわけです。課長も今、100%を送っているというのにも疑問があるので、その辺をはっきりさせていただきたい。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 100%、実際は使っているのは5%ぐらいしか、いすみ鉄道はまぜて使っていないんですよ。私のほうで売っているのは、混合しないで売りますのでということです、100%で、そういう意味のことです。

それと、いわゆる必要ないというのは、製造施設の点検整備というのは、ここにある機械の保守点検の問題です。そういうことです。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番小高芳一さん。

○4 番（小高芳一君） 28ページ、農業振興費の指定管理者選定審議会の委員の報酬について伺いたいと思います。

審議委員は何名を予定して、どういう人を予定しているのか。

それからもう一つ、指定管理者の認定についてですけれども、どういう応募資格といいますかあるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 指定管理者審議会の人数ということですが、一応指定管理者の人数については5名でございます。

それで、構成はどうなっているかということですが、これは町内の公共的団体の

役員、それから学識経験を有する者ということになっております。

（「もう一つ、指定管理者の選定なんですけれども、とういう資格の人が指定管理者として資格を要するものなのかどうか、指定管理者としての選定基準といえますか。」の声あり）

○農林課長（岩瀬鋭夫君） 指定管理者の基準ということですが、一応地方自治法を受けて、その中で大多喜町の公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例というものがございまして、その中でうたっております。募集の要件といたしましては、資格としましては、指定期間中において安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人、またはその他の団体であること、あるいは大多喜町内に事業所を有するものであること、それから地方自治法施行令の167条の4に規定するものに該当しない法人であること、会社更生法、それから民事再生法等の規定に基づき、更生または再生手続をしていない法人等であること、大多喜町が行う建設工事等の請負または物品の製造の請負、販売等の指定、指名競争入札について指名保留、あるいは指名停止等の措置を受けていない法人等であること、また暴力団、またはその構成員、もしくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者で統制のもとにない法人等であること、施設管理者に必要な免許を有すること、あるいは平成17年3月31日現在、累積利益を計上している法人であること等、これは17年というのは、この前の要綱ですので、今度また要綱をつくる場合には、日にちが変わってくると思いますが、一応そういうこととさせていただきます。町税について滞納がない法人等であることなどがございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 私、なぜ今、それを聞いたかという、この指定管理者の選定は非常に大事だと思っています。たけの里をこれから運営していくに当たり、経営はもちろんですが、農業振興の面でも非常に大切な部分でありまして、ひいては農業振興といえますか、農林課のほとんどの人材も時間も全部つぎ込んでほしいほど力を入れていただきたい。大多喜町の将来の農業の展望が、ここにかかっているという思いであります。そういう意味で、あそこは農業の拠点だという意味があったので、その部分では、だれを今後、指定管理者にするかということは非常に大事な部分だと思っていますので、そこでこの審議委員のメンバーが、だれがやられるのかということが非常に問題になってくると思うんですね。

今、交流センターもほとんど横ばいか、ちょっと売り上げのほうは伸びているというよう

な状況で、きょう、午前中も質問がありましたけれども、牛乳とか、あるいは食堂部分は、ちょっと大変かなという部分があるので、これをさらに今度盛り上げていくというのは非常に大切な部分ですよね。だから、そういう部分で指定管理者を選定するときに、もっとどういう方を据えるのか、どういう経営方針を持っている人を据えるのか、農業振興をどうやってやっていくんだという、そういうしっかりした経営能力を持っている人を選ばなくてはいけないわけで、そういう逆に言えば、公募の中に、そういうビジョンというか、経営能力のある人を選定していく、それが必要だと思うんですけども、今度ここに補正でぱっとやって、だれがわかるかわかりませんが、もっと農業振興協議会ですか、あるいはいろいろな部分で、今まで携わってきた人もいるわけだから、もっと議論というか、選定に対してもっと、これで真剣とは言いませんけれども、もっと慎重にしっかりと、そういう人を選べるよう形をできればつくつていただきたいというふうに思うんですね。この5人がまだ決まっていないうですけれども、選定をもう少しふやしてもいいだろうし、とにかくこれだという人をぜひ選んでいただきたい、そういう思いで、ちょっとこの部分で質問させていただきたいんですけども、その点、課長のほう、どうお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） ただいま農業に熱意のある方という話ですけれども、話ですけれども、当然、先ほど農林業振興協議会という話も出ましたけれども、この選考に当たっては、農林業振興協議会の意見を当然聞くということになっております。その中で活発な意見をいただいて、それを参考といたしまして、この審議会委員を決めていきたいと思っております。

もう一つですけれども、この指定管理者には募集と、もう一つ募集によらない方法ということがございまして、その辺についても十分、農林業振興協議会の中で検討いただいて、どちらの方法でいくのか、その意見を参考として話をして決定をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 今に関連してなんですけれども、もう条例の中で審議会の構成委員は、町内の公共的団体、それから学識経験者ということがうたわれているわけです。そしてもう1 回選考しているわけですね。公共的団体といたら限られると思うんです。具体的な氏名

はともかくとして、どういう団体がこれに挙げられているのか。まだ決まっていませんというような今の段階では、ちょっと信じられない話なので、明らかにしていただきたい。

それから、学識経験者というのは、どうもいろんな町の審議委員会なんかを見て、学識経験者と思うようなことが間々あるのですが、どういうことを基準にした学識経験者なのかお答えください。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） ただいまの審議会の構成メンバーということですが、前回のメンバーを申し上げますと、農林業振興協議会の委員の方をお願いしております、1名ですね。それから大多喜町農産物直営組合の組合長さんをお願いしております。もう1名の方については、大多喜町商工会の会長、それから大多喜町観光協会の会長、それから学識経験者としましては、ちょっと個人名は控えさせていただきますけれども、農業分野について高い知識と豊かな経験があると社会的に認められている方ということで、具体的といえますか、参考例に申し上げますと、農業士であるとか指導農業士であるとか、そういうような方の中から選考をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7番吉野さん。

○7番（吉野僖一君） ちなみに、これは年何回ぐらいの今まで会合というか、会議をやっておられましたか。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） これは指定管理者の期間といいますか、一応4年となっております、前回は初めての指定管理者だったんですね。ですから、過去には1回、今回もし審議会を開くということになれば2回目でございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 農業振興協議会でしたっけ、協議会は、今回の選定審議会の諮問機関みたいな役割になるわけですか。

それと、審議会と言われても、もう多くの場合、今までの私がかかわっていた、事前に協議事項が来るわけでもないし、当日、ぼっと行って資料が渡されて、さあ、どうのと言われ

でも、なかなか責任を持って審議できる状態ではない。出されたものを、イエスというような人選ではないか、それから状況ではないかと思うんですね。

今、小高議員がおっしゃったとおり、たけゆらの里というのは、農業者にとって本当に拠点、命綱というのは、私も全くそのとおりだと思っています。そういうのをぼっと審議してくださいと言われても、非常に無責任だと思うんです。その辺で、農業の命綱というのは、町のやっぱり命綱だと思うので、その辺はもっと慎重に、厳密に運営していただきたいと思うのですが。

○議長（野村賢一君） 農林課長。

○農林課長（岩瀬鋭夫君） ただいまのご意見ですけれども、審議をする時間がないよということのようですけれども、確かに当日、資料をお渡ししてご審議をいただくという形になっておろうかと思えます。この辺については改善できる点があれば改善をしていきたいというふうに思っております。

それからもう一点、農林業振興協議会が、その審議会の諮問機関になっているかということ、決してそういうことではなくて、農林業振興協議会というものは町長の諮問機関であるということになっておりますけれども、振興協議会がこの審査委員会の諮問機関になっているかということ、そうではないということでございます。一応意見としては伺いたいということでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時46分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時57分）

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第11、議案第7号 平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、39ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の41ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入であります。5款繰入金、補正前の額3,700万円、補正額は3,700万円を減額するもので、上下分離方式による上の部分の損失が発生しないことから減額するものでございます。

次に、歳出になりますが、1款鉄道経営対策事業費、補正前の額3,844万3,000円、補正額は3,700万円を減額するものでありまして、歳出合計は144万3,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1番（野中眞弓君） ちょっとわからないんですけども、41ページですが、歳入のところで補正前の額が3,700万円で補正額が3,700万円になっていますけれども、補正前歳入合計が3,844万3,000円というのは、その前に項目1から4までの間に幾らか入っているわけですか。けれども、じゃ、鉄道経営対策事業費は基金のほうから繰り入れられたものが3,700万円で、ほかからの幾らかあるということですか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 実は鉄道基金特別会計というのは、当初に基金を積みまして、その本体の基金の額と、いわゆる毎年利子が出ますので、その発生を繰り入れているということですね。それで、この特別会計が成り立っているということでございます。したがって、この144万3,000円というのは基金の利子であるということでありまして、それだけが実はどんどんふえていくわけですね、基金の中に。今回使わないということで、そういうことになります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） 3,700万円のこの減額の理由をお願いしたいと思いますけれども、これはいすみ鉄道の21年度の営業費用と申しますか、営業収益の分についての減額ということなんです、21年度の、来年のですから3月いっぱいを見込んでの金額なんですか。多分、相当頑張られたんだなと思いますので、簡単に結構ですから、その内訳と申しますか、理由をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 確かに頑張らせていただいております。ただし、経営そのものは大変厳しい状況にございまして、平成20年、21年と、いわゆる20年度から上下分離方式というのが始まっております。上の部分については、会社の特に経営努力によりまして補ってくれと。下の部分については、今、各2市2町が補助金という形で支出をしております。そこで会社の努力も当然あるということにございまして、その部分が会社が今回は、いわゆる基金を取り崩して上の部分を穴埋めするほど悪くないと。要するに収入がありますよということで、早々といすみ鉄道側から3,700万円要りませんからという申し出があったということにございまして。

この分でございますと、今、物販のほうは順調にいらしているようでありまして、さらに何

というんですか、ムーミン列車というんですか、ああいったものも比較的効果が出ているというあらわれではないかなという気がいたします。本来であれば、3月でもよかったかなということなんです、鉄道側からそのような申し出があったということで受け入れたわけがあります。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第12、議案第8号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、議案第8号 平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正でございますけれども、さきの臨時議会におきまして可決いただきました職員の給与改定に伴う人件費の減額と、人間ドックの受診者増に伴う補助金の増額が主なものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。議案43ページをお開きいただきたいと思います。
平成21年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億971万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出算補正による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきますので、46ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からご説明をします。

9款繰入金、1目一般会計繰入金、補正額83万円の減ですが、給与改定に伴う人件費の繰り入れ84万9,000円の減と、運営協議会の繰入金で1万9,000円の増に伴うものでございます。

10款繰越金、2目その他繰越金、補正額60万3,000円ですが、前年度からの繰越金でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出でございますが、47ページに移っていただきたいと思います。

1款総務費、1目一般管理費、補正額81万6,000円の減ですが、人件費の減及び県国民健康保険団体連合会負担金の増額分でございます。

2項運営協議会費ですが、本来、年2回の予定をしておりました協議会でございますが、本年度、条例改正を9月に行いましたので、3回目の協議会を開催する予定にしております。その不足を生じたので、委員の報酬を増額補正させていただくものでございます。

8款保健事業費、1目保健事業費ですが、補正額57万円は、人間ドック経費の補助金の増額でございます。11月末現在、31名の方が実施されております。今後15名程度の実施が予定されておりますので、その補助金の補正分でございます。

以上で平成21年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、野中さん。

○1番（野中眞弓君） 人間ドック費用が五十万何ぼかふえています。当初の見込みが31名で、

今回の増額の見込み15名分だと、随分見込みよりもふえているんですね。このふえた理由について、どんなふうと考えられますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 増員の理由でございますが、当初、18年、19年、20年の実績を見ますと約40名前後の受検者がいらっしゃいました。ただ、当初ある程度少な目に内輪に人数を設定しましたので、今回の補正となったわけでございます。全体的には前年40名を超える数字になる予定でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第13、議案第9号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） それでは、議案第9号 平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正の内容でございますが、さきの臨時議会において可決いただきました職員の給与改定に伴う人件費の減額及び施設介護利用者の増に伴う介護給付費の増額、介護給付費の増額に伴いましての財源調整による準備積立金の減額が主な理由でございます。

それでは、議案53ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,661万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億849万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

それでは、事項別明細により歳入からご説明をさせていただきます。58ページをお開きいただきたいと思います。

1款保険料からでございます。1目第1号被保険者保険料、補正額318万4,000円ですが、保険料の特別徴収者の増に伴う増額で、281万8,000円、普通徴収者の減に伴う減額で51万7,000円、滞納繰越分で普通徴収保険料の増で88万3,000円でございます。これは普通徴収から特別徴収に、当初は年金受給者の方でも普通徴収になっておりまして、それから途中で特別徴収にかわる方がふえたということでございます。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金、補正額1,700万4,000円ですが、介護サービス利用者に伴う法定国庫負担金の増額でございます。

2項1目調整交付金、補正額938万8,000円ですが、介護サービス利用増に伴う調整交付金の増額でございます。

3目地域支援事業交付金でございますけれども、補正額4万2,000円の減額です。職員の給与改定に伴う人件費の減による交付金の減額でございます。

次に、59ページに移ります。

4款県支出金、1項1目介護給付費県負担金、補正額1,957万8,000円、介護サービス利用増に伴う法定県負担金の増額でございます。

2項3目地域支援事業交付金、補正額2万1,000円の減額ですが、職員の給与改定に伴う人件費の減による交付金の減額でございます。

5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、補正額3,377万円ですが、介護サービス利用増に伴う支払基金法定負担金の増額でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額1,374万9,000円ですが、介護サービス利用

増に伴う町の法定負担金の増額で1,407万1,000円でございます。包括支援センター職員の給与改定に伴う人件費の減で、町からの繰入金2万1,000円の減額でございます。介護保険職員の給与改定に伴う人件費の減で、町からの繰入金61万2,000円の減、事務費の町繰入金で31万1,000円の増額でございます。

次に、60ページに移ります。

7款諸収入、2項1目雑入でございますが、補正額2,000円ですが、過支給に伴う返還金でございます。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出でございますが、61ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項1目一般管理費、補正額30万1,000円の減額でございますけれども、職員の給与改定に伴う人件費の減と介護保険用のパソコンの更新に伴う増額でございます。介護保険のパソコン、今2台、専用のパソコンがございますが、それを2台を1台にして更新をするものでございます。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費、補正額100万円の減額ですが、居宅介護サービスの実績及び今後の見通しによりまして減額するものでございます。

2目特例居宅介護サービス給付費、補正額30万円の減額ですが、介護認定前に緊急を要しサービスを受けた実績がなく、今後の見通しも少ないことから減額するものでございます。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額150万円の減額ですが、認知症対応型の共同生活の実績の減と今後の見通しによる減額でございます。

5目施設介護サービス給付費、補正額1億399万5,000円ですが、施設介護サービスの利用実績がふえております。その分と今後の見通しから増額を見込まれることで補正がございます。

6目特例施設介護サービス給付費、補正額20万円の減額ですが、介護認定前に緊急を要し施設入所された場合に適用されるものですが、実績がなく、今後の見通しも少ないことから減額するものでございます。

次に、62ページに移ります。

9目居宅介護サービス計画給付費、補正額78万円ですが、介護サービスの利用者増に伴うケアプラン作成の計画費の増額による補正でございます。

2項1目介護予防サービス給付費、補正額50万円の減額ですが、要支援1及び2の方々のサービス料実績の減による補正でございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額60万円の減額ですが、要支援1及び2の認知症対応型共同生活介護サービスの利用実績の減による補正でございます。

4項1目高額介護サービス費、補正額548万6,000円ですが、一定額以上の介護サービスを受けた方の給付で、実績による増に伴う補正でございます。

次に、63ページに移ります。

6項1目特定入所者介護サービス費、補正額640万7,000円ですが、施設入所者の食事、居住費の自己負担軽減緩和による給付で、実績による増による補正でございます。

4款1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,555万円の減額でございます。9月定例議会において前年度からの繰越金を積み立てさせていただきましたが、今回、保健給付費の実績の増によりまして、財源の補てんで積立金を減額するものでございます。

5款2目包括的支援事業、補正額10万5,000円の減額ですが、職員の給与改定に伴う人件費の減額でございます。

以上で21年度介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 61ページの目5施設介護給付費の件ですが、1億300万円を超える増額になっております。この増額理由をお聞かせください。

決算書を見ますと、18年、19年は、ほぼ似たようなものですが、20年、21年度にかけて多額の補正が組まれていて、最終的な決算もかなり前年度までと比べるとふえているんですね。そこで、増額理由と同時に、施設入所者の推移、18年度から今年度に至る推移を教えてください。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（花崎喜好君） 施設介護サービス給付費の増額でございますが、かなり額が大きくなっております。まず初めに、今までの入所者の推移でございますが、平成18年度が122名、平成19年度124名、平成20年度144名、平成21年度158名、そのように、平成18年度から比べますと30人強の人がふえております。そういう状況でふえておりますけれども、当初予算の段階で、ある程度、前年度実績を見ては当初予算を計上したんですが、多少、内輪で予算を計上した関係で今回多くなったわけでございます。施設利用者等の増というふうにご

理解いただきたいと思います。

それと、介護保険特別会計の全体の決算の中では、19年度の決算で介護保険全部では7億2,800万円、20年度決算では8億1,800万円ぐらいになります。今回で9億円という大台にまたのってきたような状況で、このように約1億円ずつふえているというのが現状で今回の補正となったわけでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第14、議案第10号 平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） それでは、69ページをお開きください。

議案第10号 平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成21年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

ろによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,040万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,647万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

続きまして、事項別明細書により説明いたしますので、72ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

4款繰越金、1目繰越金、補正額1,040万5,000円でございます。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。73ページをお願いしたいと思います。

1款総務費、1目一般管理費、補正額492万円の減でございます。これは育児休業を含みます職員手当等の減でございます。

2目施設管理費、補正額1,122万5,000円でございます。これは主に施設内ロビーの天井のアスベスト除去工事等でございます。

2款事業費、2目施設介護サービス事業費、補正額10万円でございます。これは入所者用のおむつ代等でございます。

3款基金積立金、1目財政安定化基金積立金、補正額400万円でございます。

簡単ですけれども、以上で説明を終わりにします。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） 73ページの施設管理費で、アスベストの除去工事の設計監理委託料、それからアスベストの除去工事の内容について説明をお願いしたいと思います。

それと今回、この工事で特老のやつはすべて工事は終わるのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 初めに、最後のご質問でございますけれども、全部終わるのかということでございますけれども、全部と認識しております。

それと、アスベストの関係でございますけれども、県の指導によりまして、アスベストが入っているのではないかというような指導がございました。それで検査の結果、今までは平

成18年度までは含有率1%ということでしたけれども、18年から、それが0.1%というような厳しい基準になっております。それで検査の結果でございますけれども、量的には顕微鏡で見てもわからない程度でございます。それで何でわかるかといいますと、エックス線の関係で、本当ごく微量、入っているか入っていないかと言われれば入っているというような量でございます。

それとあと、アスベストの設計監理ということで、大分仕事の内容が厳しいという事で、素人にはちょっと無理だということで、設計並びに監督ということで工事のほうを進めたいかなと、そのように思っているわけでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） アスベストの含有量は、エックス線検査で0.1以上はいけないという意味ですか。それで、含有量が検査したら、実際にどのぐらいあったということなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） アスベストは、0.1以上あってはいけません。ですから今までの、ちょっと数字的に今持っていないんですけれども、0.1から1%以内だったということだと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） かなり例えば0.1というと、容積でいうとまるっきり少ないだろうし、量と目方とやるとほんのわずかなんですけれども、材質的なものももちろんあるんでしょうけれども、現実的に劣化して、飛散するというような、そういう感じなんでしょうか。相当今、所長がおっしゃられたように、非常に微量で、本当にそれが人体に害が出るような状況なのかどうか。普通だどこまで厳しくというようなことで余りやらないという意味合いはあるんでしょうけれども、県の指導だということなんでしょうけれども、現実問題として、これが本当に飛散するかどうか、どのような認識でおられるかお伺いしたいんですが。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（石井政一君） 今のご質問でございますけれども、場所が事務室の一部とロビー、玄関を入れてロビーでございます。皆さんが慰問に来たり、給食の方々が

運んだり、一番通るところということで、人数的には一番多いと。それと天井にあるわけでございますけれども、やっぱり30年ほどたっていますもので、全く落ちないといったらどうかと、そのように思うわけでございますけれども。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第15、議案第11号 平成21年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） それでは、79ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 平成21年度大多喜町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、平成21年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目。支出でございますが、第1款水道事業費用、既決予定額4億8,785万7,000円、補正予定額291万5,000円、計4億9,077万2,000円。

第1項営業費用4億1,724万2,000円、補正予算額でございますが291万5,000円、計4億2,015万7,000円でございます。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧中「1億2,355万5,000円」を「1億2,360万円」に、「1億1,934万3,000円」を「1億1,938万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。科目、第1款資本的支出2億3,108万円、補正予定額4万5,000円、計2億3,112万5,000円。

第1項建設改良費1億1,550万2,000円、補正予定額4万5,000円、計1億1,554万7,000円。

補正予算積算基礎資料によりまして説明をさせていただきます。81ページをお開きいただきたいと存じます。

収益的収入及び支出、支出の部でございますけれども、款1水道事業費用、補正予定額291万5,000円、目1営業費用、同じく補正予算でございますが291万5,000円、目1原水及び浄水費、補正予定額170万円、水質検査等の委託料、これにつきましては、千葉県水道水質管理計画というものが平成21年度から30年度まで実施されるわけでございますが、私どものほうの栗又の取水門と、それから横山浄水場の関係が水質監視地点に指定されまして、全項目の検査をし、県のほうへ報告するようになっております。そういったことで、この関係を提出させていただいております。

それと、修繕費でございますが、横山浄水場の配電盤の修理、これは井戸の関係でございます。それから材料費でございますが、雑品の機械器具の部品の購入でございます。

目2配水及び給水費でございますが、補正予定額が95万2,000円、人件費の改定と、それから委託料でございますが、筒森第二加圧の受水槽の清掃委託料及び修繕料、これは一般の漏水の修繕工事等の関係が少なくなったということで上げさせていただきました。

目3総係費、補正予定額26万3,000円、人件費の改定と車両の車検に伴う重量税及び車両保険料等の計上でございます。

続きまして、83ページをおあげいただきたいと存じます。

資本的収入及び支出、支出の部でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設費、これは人件費の改定に伴う法定福利費の4万5,000円の増でございます。

以上で説明を終わりにしたいと思っております。よろしくどうぞご審議をお願いしたいと思います。

す。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 共済費の件なんですけれども、一般会計を含むほかの会計では、給料引き下げによっても共済費が現状維持というか、同額でしたけれども、水道会計については給料引き下げ、共済費増になっています。この根拠をお示してください。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） ちょっと説明できる資料がございませんので、後で説明させていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 受水槽の清掃とあります。受水槽については法律で清掃することが義務づけられていると思うのですが、その受水施設は本町の場合幾つあって、今回はどこがその対象になっているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） たしか6か所だったと思いますけれども、今回の関係につきましては、筒森第二、高塚というところがございまして、そちらの受水槽でございまして。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 漏水修繕代が100万円計上されています。決算のときでしたでしょうか、漏水を発見する機械を導入するという話があったような記憶があるんですが、その漏水対策の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） 現状におきまして、その機械については今のところ買ってございませんけれども、通報あるいは水量が極端に出ているところの関係を調査して実施しております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第16、議案第12号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

自動車学校長。

○自動車学校長（中村 勇君） それでは、議案第12号 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

提案理由といたしましては、来年度からの民営化に伴い、職員の身分上の処遇上の問題として人事異動が予定されており、事務職2名を除き、指導職員のうち本庁へ2人が異動し、退職希望者もいて、自動車学校に残る職員の資格の問題が生じてまいりました。そのため公安委員会からの事前指導もあり、各教習車種等について、検定員等の人数は複数確保しなければ、教習水準が確保されたことにならないので、必ず確保するようにとの事前指導がありました。もし確保されなければ、公安委員会の指定の継続は厳しくなるとのことでもあり、どうしても今年度中に資格をとらせなければならなくなりました。

そこで、茨城県ひたちなか市にある警察庁所管の特別民間法人自動車安全運転センター、安全運転中央研修所の2つの研修課程に急遽2人の職員を研修させるための負担金であります。

1つは、初心運転者講習関係で、新任運転習熟指導員研修課程であります。この講習は、原付免許を取得後1年間に交通事故または違反で3点以上になった人を対象とする講習で、近辺では当校しか指定されていません。この習熟指導員の資格を持った職員4人中2人が本庁へ異動、1人が退職となり、残り1人となってしまうために、急遽、講習を受けさせます。11日間で23万1,500円です。

もう一つは、教習関係で、新任技能検定員の大型二輪関係です。この資格を持つ職員は、臨時を除くと1人となってしまうため、今回の研修が必要となりました。3日間で6万2,500円です。本来ならば当初予算で計上すべき内容ですが、民営化に伴う職員の身分異動については、当初、考慮できませんでしたし、予備費で運用すべき内容のものですけれども、予備費の50万円につきましては、当校の教習コース内に未登記の用地、個人名義及び共有地が7筆あることが判明し、民営化に伴い、順次この未登記の土地の調査を行い、町名義にすべく、その作業を進めていく必要があります。7筆のうち、本年度業務を執行し完了できそうな1筆について、土地所有者相続人数の把握や現住地の調査等の業務を委託すべく、町長決裁を経て既に予備費を運用していますので、今回、補正予算で計上させていただきました。

それでは、本文の説明に入ります。91ページです。

(総則)

第1条 平成21年度大多喜町自動車学校事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的支出。第2条、平成21年度大多喜町自動車学校事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出について、科目、第1款自動車学校事業費用、予定額1億6,349万9,000円、補正額29万4,000円、計1億6,379万3,000円。

第1項営業費用、予算額1億5,591万3,000円、補正額29万4,000円、計1億5,620万7,000円。

なお、93ページの補正予算積算基礎資料で若干説明しますと、収益的収入及び支出の支出として、目2事業費、予定額1億593万円、補正額29万4,000円、計1億622万4,000円となります。節14負担金29万4,000円で、今説明したとおり技能検定員及び習熟指導員の要請講習であります。

以上でありますので、よろしく願いいたします。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第17、請願第1号 「中小業者の自家労賃を必要経費として認めるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書」提出の請願書についてを議題とします。

本請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

1 番野中眞弓議員。

○1 番(野中眞弓君) 私は、議題となっております、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の件について、提案説明を行います。

ことしの10月2日現在で、この所得税法第56条廃止の意見書を採択した自治体は120自治体に及んでいます。所得税法第56条は、生活を一にする配偶者とその家族が家業に従事したとき、対価、つまり労働した賃金ですね、その賃金の支払いは必要経費に算入しない、必要経費として認めないとしています。このため家族従業者の給料については事業費収入から控除することが認められず、事業主の所得とみなされて課税されています。事業主の所得からは、配偶者で86万円、家族で50万円が控除されていますが、家族従事者が働いた給料が正当に反映されているものとは言えません。家族はどんなに働いても、社会的にも経済的にも自立できずにいます。

そのような中、家族の働き分を認めてほしいなら青色申告をすればよいという意見もあります。青色申告を定めた第57条は、事業に従事する親族がある場合の必要経費の特例と書いています。つまり青色申告はあくでも特例で、基本は白色の権利ですが、家族の給料は基本的権利だと認めていないところに問題があります。青色という特例を認める場合は、税務署長の承諾が必要となります。青色申告をすることが問題の本質を解決するものにはなっていません。そして、青色申告は税務署長の、悪く言えばさじかげんで白色に戻される場合もあり得ます。

第56条の弊害は、配偶者とその家族は、働き分を認められないためいろいろあります。子供の保育所入所申請のとき、所得証明がとれないため民生委員の資料が必要となることもあります。交通事故に遭った場合、配偶者は一律86万円の控除なので、損保会社の保障額は驚くほど低いのです。普通、事故で補償がある場合、何もない専業主婦は1日5,700円の補償ですが、業者夫人は何と半分以下2,300円の補償しかもらえません。また、家族である子供が独立するために住宅ローンも組むことができません。こうした不当な扱いが後継者不足に拍車をかけ続けています。

世界を見れば、家族従業者に給料を支払うのは当然のこととされています。アメリカでは家族従業者であるかどうかを問わず、正当な給料は必要経費として認められています。イギリスも事業目的のために行われた経費として控除が認められています。ドイツでも事業経費として支払われた金額を、すべて控除するのが原則です。フランスも同じです。主要国では家族従業者にきちんと給料を支払い、事業経費として控除されるのは当然のことです。

所得税法第56条は、戦後間もないときにできた制度です。60年以上にわたり、私の働き分を認めてと業者の女性や家族が廃止を求めて運動してきました。その結果、今では社会全体の問題となっています。一人一人の人格が認められている現在において、所得税法第56条は、基本的人権を保障する憲法第13条、個人の尊重や、憲法第14条、法のもとの平等、第24条、両性の平等に違反しています。同時に女性差別撤廃条約や男女共同参画社会基本法にも違反しています。

今もし、この第56条のような内容のものが国会に提案されたら、賛成する国会議員はだれもいないと思います。それほど現在に合わないものです。そして、大多喜町では、確定申告で青色は約410、白色は約1,950人の方で圧倒的に白色申告による確定申告がなされています。ぜひ皆様のご賛同をお願いし、私の提案説明といたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願については質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

本請願は、これを採択することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第4回大多喜町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。これにて散会します。

（午後 4時54分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成22年2月15日

議長 野村 賢一

署名議員 吉野 僖一

署名議員 志関 武良夫